

平成24年 第1回

猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会（定例会）会議録

平成24年2月20日開会

平成24年2月20日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（2月20日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～68
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	7
----- 開 議 -----	
諸般の報告	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 事業方針説明	7
日程第4 一般質問	9
○安田忠司君	9
1. 稼働状況について（平成23年度）	
2. 国崎クリーンセンターの節電対策とその効果について	
3. 平成24年度からの焼却施設と運転管理について	
4. 平成24年度からのリサイクルプラザ4部門について	
5. 溶融飛灰の山元還元の取り組みについて	
○津田加代子君	26
1. 多目的広場について	

- 2. 国崎クリーンセンター里山林整備構想をもっと広く啓発することについて
- 3. 東日本大震災地からのごみ焼却・がれきなどの協力支援などについて
大阪市・大阪府の受け入れ情報に対して

○永並 敬君 36

- 1. ごみの分別・減量把握のためのアンケート調査の実施について

----- 休 憩 -----
 ----- 再 開 -----

日程第5 議案第1号	39
日程第6 議案第2号	41
日程第7 議案第3号	42
日程第8 議案第4号	46
日程第9 同意案件第1号	67

管理者あいさつ	68
議長あいさつ	68

----- 閉 会 -----

第 1 回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

心 招 議 員

1 番	仁	部	壽	夫	2 番	安	田	忠	司
3 番	宮	坂	満	貴子	4 番	津	田	加	代子
5 番	谷		義	樹	6 番	美	谷	芳	昭
7 番	吉	富	幸	夫	8 番	鈴	木	光	義
9 番	黒	田	美	智	10 番	北	野	紀	子
11 番	中	植	昭	彦	12 番	竹	谷		勝
13 番	肥	爪	勝	幸	14 番	平	井	政	義
15 番	永	並		啓	16 番	平	岡		讓
17 番	松	田	敬	幸	18 番	下	坊	辰	雄

(18名)

+

+

審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議 案 1	猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で 非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 制定について	24. 2.20	24. 2.20	可 決	
議 案 2	猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員 の給与等に関する条例の制定について	〃	〃	可 決	
議 案 3	平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補 正予算（第2回）	〃	〃	可 決	
議 案 4	平成24年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予 算	〃	〃	可 決	
同意 案件 1	監査委員の選任について	〃	〃	同 意	

+

+

+

第 1 日 会 議 録

+

平 成 2 4 年 2 月 2 0 日

◎ 出席議員

1番	仁部	壽夫	2番	安田	忠司
3番	宮坂	満貴子	4番	津田	加代子
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	吉富	幸夫	8番	鈴木	光義
9番	黒田	美智	10番	北野	紀子
11番	中植	昭彦	12番	竹谷	勝
13番	肥爪	勝幸	14番	平井	政義
15番	永並	啓	16番	平岡	讓
17番	松田	敬幸			

(17名)

◎ 欠席議員

18番 下坊辰雄

(1名)

+

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	福 田 長 治
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	杉 岡 悟
次 長	山 内 敬 之
兼 総 務 課 長	
施 設 管 理 課 長	大 上 肇

◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指定
2		会期の決定
3		事業方針説明
4		一般質問
5	1	猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
6	2	猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員の給与等に関する条例の制定について
7	3	平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第2回）
8	4	平成24年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算
9	同意 案件 1	監査委員の選任について

+

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（黒田美智君） それでは、ただいまより平成24年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、議員各位には、寒さ厳しき中にもかかわらず、御参会いただきまことにありがとうございます。

本定例会は、2件の条例制定、平成23年度補正予算及び平成24年度予算並びに監査委員の同意案件を審議する重要な議会であります。

議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会の御審議に御精励くださいますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、管理者からごあいさつをいただきます。

大塩民生管理者。

○管理者（大塩民生君） 皆さんおはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成24年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。皆様方の御精励に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

当施設も、本格稼働をいたしましてから間もなく4年目を迎えようとしておりますが、現在、運転自体は落ちついてきているものと認識をいたしております。

後ほど、事業方針などでも述べさせていただきますが、瑕疵担保期間の3年が経過し、新たに包括契約が開始される4年目を迎えるに当たり、改めて危機管理体制の充実に努め、安全で安心した施設の稼働に万全を期してまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後におかれましても、これまで以上の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、後ほど、私のほうから提案を申し上げる案件は、条例制定2件、平成23年度補正予算、平成24年度当初予算、さらには、監査委員の同意案件の5件でございます。諸議案の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

大変簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。

まず、本日の議員の出欠を御報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。欠席の届け出のあった者、18番、下坊辰雄議員です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物により御了承願ひます。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますので御報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議長において、8番鈴木光義議員、10番北野紀子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田美智君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日20日から明21日までの2日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたします。

日程第3 事業方針説明

○議長（黒田美智君） 次に、日程第3、事業方針説明であります。

管理者から説明をお願いいたします。

大塩民生管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、平成24年度の予算案の御審議をいただくに当たり、本組合の事業に取り組む方針を申し述べたいと存じます。

猪名川上流地域における循環型社会形成の拠点として、国崎クリーンセンターが本格稼働して3年

が経過しようとしております。

この間、徹底的に瑕疵の是正に取り組み施設を改善するとともに、施設の管理運営技術の向上に取り組んだ結果、排ガス等については良好な数値を継続して記録し、プラントの性能を安定的かつ十分に発揮しております。また、分別収集された資源ごみをできるだけリサイクルしていくため、選別作業をより徹底するなど努力をするとともに、住民の皆さんと構成市町の御協力を得て、適切な分別による可能な限りの資源化を図っているところであります。

稼働状況は、焼却施設においては、1日平均約155トンのごみ処理を行っております。また、リサイクルプラザの処理部門では、1日平均約29トンの資源ごみ等の処理を行っております。

皆さんの暖かい御理解と御協力、そして構成市町の御支援のおかげをもちまして、当施設が安全で安定的に運営を継続するための礎を築くことができているものと考えておるところでございます。

平成24年度におきましては、これまで培ってきた実績をもとに、より適正な施設運営に取り組んでまいります。

まず、平成24年度は、焼却施設の運転管理と焼却施設及びリサイクルプラザの施設点検整備を5年間にわたりプラントメーカーに実施させる包括契約の初年度となります。包括契約のメリットを生かし、安全で合理的な管理運営業務となるよう取り組んでまいります。

特に、包括契約による管理運営業務のモニタリングについては、施設運営を実施する上でのかなめとなる事項でありますので、技術支援を得て厳しくチェックするとともに、施設組合職員の包括契約における管理運営技術の習得に努めてまいります。

また、リサイクルプラザ4部門の業務委託契約についても、3年間にわたる新たな契約の初年度となることから、業務履行確認を確実にを行うとともに、労働環境・労働安全等の面においても、業務委託者としての立場から、遺漏のないよう取り組んでまいります。

あわせて、再資源化とコストの両面からメリットがある溶融飛灰の山元還元については、引き続き運用することといたしています。

加えて、保有する高効率発電設備についても、設備が持つ性能を十分に活用できるよう運用し、小規模ながらも地域における発電所としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、2期目の指定管理期間の初年度となる啓発施設については、消費社会の象徴の一つであるごみ処理施設と、循環型社会の一つの象徴である里山という二つの対照的テーマを切り口とする、全国的にも大変ユニークな施設であることから、その潜在能力を十分に生かした事業を積極的に展開していくこととしています。

特に、里山林については、現在策定中の国崎クリーンセンター里山林整備構想・計画に基づき、防鹿柵の設置などの初期整備事業を実施しようとしておりますが、この事業と、啓発活動の自主事業を連携させることにより、さらに広がりを持った事業展開を実施してまいりたいと考えております。

以上の事業方針に基づきまして、後ほど御審議をいただく平成24年度当初予算案を編成いたしました。

これをもちまして、平成24年度の組合事業方針についての説明とさせていただきます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。

日程第4 一般質問

○議長（黒田美智君） それでは、日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って順次発言を許します。

2番、安田忠司議員。

○2番（安田忠司君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、合計で5点ありまして、1番目が、23年度の稼働状況について。

①として、焼却施設のごみ処理について。②として、リサイクルプラザの資源ごみ等についてであります。

1の件については、今、管理者から御説明ありましたように、24年度は1日155トンということですが、23年度の状況、今現在の推移の状況、あるいは22年度の実績等を踏まえて、そういう状況を再度確認したい。

2点目のリサイクルプラザは、1日29トンということで、今、言われましたけれども、23年の状況、あるいは22年の実績を踏まえてどうなのか、そういうことをお聞きしたい。

2点目の質問であります、国崎クリーンセンターの節電対策とその効果について。

①として、焼却施設の2炉運転状況と今後の取り組みについて。これ、後の議員総会でも、このようなお話があるということで聞いておりますけれども、私は、要は夏だけじゃなしに、年間を通してするんだらうといったことと聞いておりますけれども、そういう方針についてお聞きしたいということになってます。

二つ目が、先ほど言いましたように、リサイクル部門の取り組みについて。これは、焼却施設のところは、2炉運転がやるということですが、リサイクル4部門の取り組みの節電状況はどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。

3点目ですが、平成20年度からの焼却施設と運転管理について。

まず、①包括契約（5年間）、今、管理者が述べられました24年度からそのような形になるわけですが、メリットと取り組みについて、この点をお聞かせ願いたい。

詳細にはまた、回答がありましてから第2質問で述べますけれども、その中で瑕疵担保の期間が3年過ぎていると。この24年度から包括契約の5年が始まるということになります。

私は、この瑕疵担保の中で、一つ、煙突の浸水漏れがあったということで聞いておりますけれども、これも包括契約の前の、要は瑕疵担保の期間の間に処理されるかどうか、そういったことも含めて、その内容も含めて御回答いただきたいと思います。

②は、管理運営のモニタリング等の取り組みについてであります。

この内容については、排出源のモニタリング、あるいは環境のモニタリング、こういった内容について、調査の内容、あるいは調査結果、どのように反映するのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

それから、4点目ですけれども、平成24年度からのリサイクルプラザ4部門について、先ほど、管理者から御説明ありましたように、業務委託をこの24年度から3年間ということで行われました。そのメリットと取り組みについて、お聞きしたいと思います。

私が特にお聞きしたいのは、3年間の債務負担行為をされておられまして、そういった目標金額があって、今回、24年度の入札に当たって、それぞれ非常に御苦労なさっているような状況で、メーカー1社はそのまま3社をかえたと、そういった経過なり、あるいは予算であがっているかもわかりませんが、そういった内容についてお聞きしたい。特に、制限競争入札をされていると思いますが、そういった内容についてもお聞きしたいと思います。

5点目ですけれども、溶融飛灰の山元還元の取り組みについてであります。

これも、先ほど言われたように、省資源の、あるいはリサイクルのために、そういったことを続けていくんだといったことと言われたと思いますけれども、こういう溶融飛灰の処分の現状について、もう一度、おさらいをしていきたいということで思っております。

23年に、22年までですか、フェニックスでやっておられた埋立処分を、この山元還元にすることによって、そういうところに持っていけないということにして、多分、メーカーもかえられていると思いますけれども、そういったいきさつ、内容についてお聞きしたいというふうに思っております。

以上、5点お聞きしたいと思います。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、安田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の大きな1点目、稼働状況についての①、焼却施設のごみ処理について、御答弁申し上げます。

焼却施設への平成23年度の1月末までの可燃ごみの搬入実績でございますが、4万5,180.14トンの搬入がございました。

焼却炉運転については、可燃ごみの搬入量及びごみピットの残量により、計画を立て、運転をしております。

焼却量の実績といたしましては、剪定枝とリサイクルプラザ残渣を加えて焼却することとなります。

1号炉では2万5,124.06トン、2号炉においては2万2,978.02トンで、合計いたしますと4万8,102.08トン焼却いたしました。

稼働日数といたしましては、1号炉が221日、2号炉が204日、合計425日であり、1炉運転と2炉同時運転の日数としましては、1炉運転が168日、2炉同時運転が129日でございます。

焼却に伴って発生した灰から、不適物を除いた溶融対象物を溶融炉で処理いたします。溶融量の実績といたしまして、1号炉では2,280.74トン、2号炉においては1,966.42トンで、合計いたしますと4,247.16トン溶融いたしました。稼働日数といたしましては、1号炉が142日、2号炉が130日、合計272日でございます。

次に、搬出実績でございます。溶融スラグが3,320.62トン、溶融飛灰固化物が674.59トン、大塊物367.67トン、磁性灰474.91トン、溶融メタル75.40トンとなっております。合計いたしますと4,913.19トンの排出となります。

続きまして、「②リサイクルプラザの資源ごみ等について」御答弁申し上げます。

リサイクルプラザへの、平成23年度の1月末までの搬入実績でございますが、大型・粗ごみ4,185.56トン、剪定枝369.96トン、プラスチック製容器包装1,869.09トン、ペットボトル226.41トン、缶類380.29トン、ビン類1,414.03トン、紙・布類18.56トン、蛍光灯・乾電池56.01トンの合計8,519.91トンの搬入がございました。

搬入されましたこれらの資源ごみは、まずプラットホームでそれぞれのヤード等におろされ、必要に応じ、手選別や破碎、圧縮、こん包等の中間処理がなされます。そして、資源化するものはそれぞれの再生工場に向けて、陶磁器類などの資源化できないものにつきましては、最終処分場に搬出されます。また、可燃物は焼却炉に送られます。

次に、搬出実績でございます。缶類365.97トン、破碎鉄、アルミ、電線、大塊金属等411.03トン、無色や茶色のビン類1,069.13トン、紙・布類等12.36トン。これらにつきましては、有価物として売却されます。また、プラスチック製容器包装1,845.62トン、ペットボトル205.90トン、蛍光灯・乾電池64.48トン、その他ビン302.86トンは、指定法人等のルートを通じ、資源化されます。そして、陶磁器類・その他が262.80トンとなっております。合計いたしますと4,540.15トンの搬出となります。

2点目の御質問の「国崎クリーンセンターの節電対策とその効果について」でございます。

節電対策につきましては、後ほど議員総会で御説明をさせていただきますが、まず、焼却炉の運転方法について、変更しておりますので御報告させていただきます。

本稼働から平成23年6月末までの間は、焼却量を一定に保つモード、Rモードで運転をしておりました。これは、ごみ質によりボイラーの蒸発量にばらつきが出るため、これに伴う蒸気タービン発電量が変動しやすい運転方法でございます。昨年6月の関西電力株式会社からの節電要請をきっかけ

に、また、施設の運転も安定してきたこともありまして、7月より蒸発量を一定に保つモード、Sモード運転に切りかえ、安定的な発電量を得やすい方法へシフトいたしました。

節電対策の内容につきまして、大きく分けて二つございます。

一つ目は、焼却施設及びリサイクルプラザの運転管理に係るものであり、また、もう一つは、それ以外の照明や空調等に係るものであります。

まず、焼却施設及びリサイクルプラザの運転管理に係るものとしたしましては、2炉同時運転の長期化、リサイクルプラザにおいては、各ラインの運転開始時間及び終業時間の調整、電力デマンド監視により、目標の最大電力を超えるおそれがある場合には、給排気ファンなど業務に大きな支障を来さない機器を、優先順位をつけて停止するなどであります。

次に、焼却施設及びリサイクルプラザ運転管理以外の節電といたしましては、照明や空調、OA機器などを必要最小限の範囲で使用するなどであります。

効果につきましては、2炉運転の長期化やSモード運転により、安定した蒸気タービン発電量の確保ができ、計画的なピークカットが図れることとなります。その結果としまして、買電料金が削減でき、一方では、売電料金をふやすことができるなど、経済的なメリットを出せると考えております。

①の焼却施設の2炉運転の状況ですが、平成23年度1月末においては129日で、平成22年度の同期間においては126日となっております。

今後の取り組みについてでございますが、節電対策を継続するとともに、安定した施設の運転に努めてまいりたいと考えております。

②のリサイクルプラザ部門の取り組みにつきましても、各ラインの運転開始時間及び終業時間を調整するなどの対策を行っていきたいと考えております。

御質問の大きな3点目、「平成24年度からの焼却施設と運転管理について」の①「包括契約（5年間）のメリットと取り組みについて」でございます。

複数年の包括契約のメリットにつきましては、大きく三つの項目に分けて考えております。

1点目のメリットは、「リスク分担」に関するものであります。

包括契約では、民間事業者が適切なリスク、いわゆる責任を負担することにより、民間事業者による業務実施の効率性や技術的専門性の高い業務の履行について、創意工夫を発揮してもらうことが重要であります。

事業にかかわるリスクを適正に分担するとともに、責任を明確化することにより、従来、公共が担ってきたリスクや責任を、合理的に民間へ移行することができるものと考えております。

管理運営業務を民間事業者が、監視業務を組合が担うことにより、施設管理者としての本来の管理が明確にできるほか、万一の事故等に伴う追加的な費用についても、それぞれの責任に応じて負担することとなり、費用負担の軽減が図られるものと考えております。

2点目のメリットは、「点検・補修」に関するものであります。

公共は補修の必要性の判断や工事発注について、その専門性がゆえに、公共独自に適切な補修の時期や範囲などの考え方を持つことが難しい面がございます。しかしながら、複数年の包括契約により、民間事業者による補修の必要性の見きわめ、保守点検との一体的な実施等による効率化や予防保全の強化、施設の延命化といったことが期待できます。

3点目のメリットは、光熱水費や薬品などの「用役調達」に関するものであります。

焼却施設等で所定の性能を発揮するためには、プラントメーカー作成のマニュアルどおりの運転を行う必要があることから、公共では、効率的な物品・用役の使用による使用量の節約努力がなかなか難しい面がございます。

本組合においては、複数年の包括契約の検討の際に行ったコンサルの調査で、おおむね適正な量で行っているとの評価をいただいているところですが、民間事業者では、複数年の包括契約により、調達の柔軟化、大口購入による単価引き下げや、要求水準を満足する範囲の中で、物品・用役の使用を節約する努力が期待できることから、さらなる、物品・用役費の削減が期待できるものと考えております。

次に②「管理運営のモニタリング等の取り組みについて」であります。

包括契約によりまして、主要な管理運営業務が民間事業者となりましても、施設そのものがブラックボックス化しないよう、民間事業者から点検日誌、月報、年報や、異常や故障の報告書などを定時に、あるいは随時に報告させるとともに、定期的に施設運営会議を開催し、民間事業者と組合職員のコミュニケーションを密にすることにより、適正なモニタリングを行ってまいります。

また、今年度事業で、モニタリング事項や方法について、具体的な検討を行っているところであります。

個々の具体的な項目につきましては、今後、詰めの作業を行っていくこととしておりますが、大きな方向としましては、専門性の高い知識や技術を有する団体に、運営に関するモニタリングの支援や事業遂行上の問題及び契約上の疑義発生時の対応に対する支援といった業務を委託し、そこからの助言も得ながら、モニタリングを行っていくこととしております。

それでは続きまして、御質問の4点目、「平成24年度からのリサイクルプラザ4部門について、業務委託3年間のメリットと取り組みについて」に関して御答弁申し上げます。

まず、リサイクルプラザにおける4部門の業務委託について、業務期間を3年間とするメリットとしましては、次の3点を考えております。

一つ目は、これまで同様3年間とすることにより、安定的な施設運営や受託業者における効率的・経済的な運営が期待できるという点であります。

二つ目は、焼却施設の5年間の委託と期間をずらすことにより、施設の運転管理業務の受託業者が、

すべて新規業者となるリスクを回避できるという点であります。

三つ目は、構成市町内の業者への受注機会の提供という面であります。

続いて、3年間の主な取り組みについては、次の四つを考えております。

一つ目は、受託業者から、法令遵守・労働環境の維持向上等に関して誓約書を提出させるとともに、3年間の契約金額の積算内訳を提出させていますが、各年度終了後に実績報告を提出させ、積算内訳と実績を確認いたします。

二つ目は、検査員及び監督員が中心となり、責任をもって業務の履行状況を監視し、確認いたします。

三つ目は、受託4業者と定例的にミーティングを行い、業務の連携や問題点の解消を図り、業務品質の向上を図ります。

そして、四つ目は、職員の施設内巡視制度を継続し、緊張感をもった職場環境づくりを進めてまいります。

以上が、3年間のメリットと取り組みであります。

最後に御質問の5点目、「溶融飛灰の山元還元の取り組みについて」に関して御答弁申し上げます。

国崎クリーンセンターでは、本格稼働当初から平成22年12月まで、溶融飛灰につきましては、重金属類の溶出防止のため、キレート剤を混合後、大阪湾広域臨海環境整備センター（通称フェニックス）で埋立処分をしておりました。この処分先を、平成23年1月から山元還元業者へ試験的に変更いたしております。

山元還元と申しますのは、溶融飛灰から非鉄金属を回収し、再使用する一連の操作をいいます。もともと金属鉱山に附属する精錬所のことを、業界では「山」と呼んでおまして、廃棄物を精錬所である「山」へ戻して原料化することを山元還元と称しております。溶融飛灰には、鉛、亜鉛、銅などが高濃度に含まれておりますので、これを一つの原材料とみなし、精錬所に戻して、再生品を回収することが特徴となっております。

溶融飛灰の山元還元に取り組むことによりまして、フェニックスへ埋立処分していた際には、環境への負荷を掛けるだけであったものが、非鉄金属製錬材料や、セメント材料へのリサイクルができ、循環型社会の構築に貢献できるようになっております。そして、従来への処分経費に比べ、コストを削減することができております。

取り組みの前後で処分経費を比較いたしますと、平成23年1月から3月までの3カ月間で、実態として水分を含んだ溶融飛灰、これ湿灰に当たるわけですが、この湿灰を198トン処分いたしました。従来どおり埋立処分したときの総額が約1,416万円かかるべきところが、これを山元還元業者へ処分したことにより、総額で約909万円となり、計算上ではありますが、約507万円の経費節減を図ることができました。

同じく、平成23年度の1年間では、湿灰約810トンの処分を見込んでおりました、山元還元の単価が下がったこともあり、経費節減の見込み額を約2,500万円と見ているところでございます。また、平成24年度につきましても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

御答弁は、以上でございます。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 2回目の質問をさせていただきます。

ちょっと、順不同になりますけれども、一番最後にお答えになりました溶融飛灰の山元還元について、再度、質問をしたいと思えます。

先ほどありましたように、コストが1,416万から909万、507万ぐらい下がったということ。あるいは、それらの費用も下がったということで、24年も引き続き実施をされるということにつきまして、ぜひそういう形でお願いしたいということとっておりますし、先ほど言いましたように、こういった山元還元をするということは、フェニックスの埋め立ての、要は処分地がなくなるというようなことも踏まえて、リサイクル、あるいはダイオキシンの総量規制からも、ぜひ行っていただきたい。

これ、業者が二つ、三つかわっているようではございますけれども、そこら辺について、簡単に説明してください。

この24年の予算は、この山元還元の費用は、合計で3,162万ということで思っているんですが、これは先ほど言われた507万、あるいはプラスアルファの金額を折り込んだ金額を入れておられるのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

それから、質問の4でありますけれども、リサイクルプラザ4部門について、私は、皆さんが非常によくやっておられて、この3年間の債務負担行為、例えばプラットホームでありましたら6,980万5,000円というのが、これ3年で割りますと、2,327万ですけれども、この24年の予算では1,200万ですか、いう形になっているということで、非常に、先ほど言いました制限付競争入札のメリットを生かされていると。

あるいは、それが、大型・粗ごみ部門もそうですけれども、3年間で割ると4,500万が2,940万。あるいは、選別部門も4,497万5,000円が2,659万。あるいは、圧縮成形部門は、3年で割りますと2,320万5,000円が1,080万円ということで、非常に入札と言いますか、そういった仕事をされているということにつきまして、高く敬意を表したいと思います。

先ほど、メリットの中で、2番の項目ですね。新規業者が一斉にかわることはないということで、それで5年、3年に分けたんだといったことと言われました。

今回、選別部門を除いて三つかわってますが、24年の4月からこうしてかわる予定であると思

ますけれども、それについて、何も支障がないのかどうか、その点だけ確認したいのと、先ほど言った内容。特に、競争入札、あるいはコストを軽減するということについて、非常に努力された人たちについて、厚く御礼申し上げたいと思います。

もう1点、先の話ですけれども、3年後、先ほど言いました、例えばプラットホーム部門で1,200万、こういった金額が、3年後に新しいメーカーにかわったときに、またこうして上がったりする可能性があるんじゃないかということで、私はちょっと思ってるんですけど、この非常に低い金額で、そういった見通しは3年先やからだれもわかれへんねんけど、そういったリスクというのか、そういった見通しについて、しかるべき考え方を持って、入札をされていると思うんですけども、そこら辺について、ちょっとお聞きしたい。

質問の3-2ですけれども、管理運営のモニタリングの管理。これは、私はなぜこれを聞いたか言いますと、昨年の議案でしたか、継続費のところ、調査事項で大気汚染や水質汚染は毎年度こうしてやる。ところがそれ以外の環境モニタリング等で見ますと、大気汚染は3年ごとにやる。水質汚染も3年ごと。だけど、底質というか、そういったものは毎年度やるとか、そういったことがあるので、予算が3年ごとにぼんと、2,850万になったり、24年ですね。25年は950万になると予想されておると思いますが、そういった、3年に1回、どんと予算がふえてというようなことになるので、もうちょっとそれ、体系的に、少なくとも先ほど言いました3年間、あるいは5年間の一部業務委託をされている内容も踏まえて、何か整理をされたほうがいいんじゃないかと。

私は、こういう資料は、一般的にこうして配付されている資料につきましても、この二重丸、丸でいいんですけども、ただ、これに金額が、総グロスの金額が後ろに書いてなかったら、この年度にどれぐらい発生するかというのは、わからないんじゃないかということで、思って、こういう質問をしました。

それは、排出源もそうですけど、環境もそうです。

もう1点は、こういった調査結果を踏まえて、例えば大気汚染とか、あるいは環境モニタリングなりありますと、悪臭とか陸生植物とか、陸生の動物とか、水生生物、こういった、3年ごとにきっちりやれる、あるいは毎年される、こういったものについて問題なかったのかどうか、そういったやつは報告書見たらあるんですけど、もう少しめり張りをつけて、何か報告していただくほうがありがたいんじゃないかということで、思ってます。

それから、1番に戻しまして、質問の1ですけれども、稼働状況は、先ほど言われているように、よくわかりました。管理者がおっしゃっておられた155トン、あるいは23年もそのような状況だと思えますけど。

最後、確認ですけど、この4万8,450トンですか、これは1日平均したら、大体155トンペースでしょうということをお聞きしたい。リサイクルプラザについても、8,591トンというよ

うなことを、今、言われてますけれども、これも現時点で平均したら、1日29トンでしょうかというところをお聞きしたい。

もう1点、ごみ事業の年報というものの、私ども、毎年いただいておりますけれども、この年報の中に、今、管理者が言われた内容の中で、ごみの搬入量と、この4番に書いているんですけど。4番にごみの搬入量というのが、焼却施設の処理量ということで、ごみ焼却量の合計で5万6,531トンと書いているんですけども、これを365で割って、それで初めて1日155トンということが出るんですね。

この表自身にはそんなこと書いてない。だけど、施政方針にはそうしたことを書いているということですから、この表にそうしたことが一目でわかるように追加していただきたい。

それから、リサイクルプラザの内容についてもそうなんですけど、資源ごみの額についてもそうなんですけども、これは、この4のごみ処理量の中の合計6万2,783引く、可燃ごみの5万2,093トンを引いて、それを365日で割ったら、1日29トンになる。そういうことだと思うんですけど、それについても、管理者が言われているように、1日リサイクルプラザからの消費量、何ぼやということを言われたときに、せつかく年報、こうしてつくっておられるんですから、我々がそういう計算もするんじゃないしに、わかるようにしていただきたいということを思っています。

それから、国崎クリーンセンターの節電対策、それについてはよくわかりました。要は、Sモードとして今後ともやっていくということです。

予算のとき、また聞こう思うんですけど、費用的に、23年度はどれぐらい出る予想なのか。24年度はどれぐらい、こうして費用として細分化できるのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

この3カ月間のあれでは、買電ですね、電気を買っているのでは、約85万ほど助かる。あるいは売電では430万円ぐらいの益が出たということですから、合計、3カ月間で510万円ぐらいの益が出ていると思うんですけども。

23年度のトータル締めた内容の見通しや、あるいは24年度、どれだけ削減した内容を織り込んでいるのか、それをお聞きしたい。

最後ですけれども、一般質問の3で、焼却施設の管理運転業務ですね。こういった委託について、5年間ということで、先ほど言いました瑕疵担保3年ということで、それが切れて包括契約をお願いするということを言われました。

性能発注するということです。それ自身はいいですけども、一つ表現でお聞きしたい。実際は24年から28年なんですけれども、23年度からということで、多分、繰越明許の関係があると思うんですけども、23年度からということで書いているんですけど、年度的に言ったら、24年度からやなかったら、5年になれへんやろということで思っているの、今後のその表現について、し

っかりとしていただきたいということで思っていますので。区別をちょっとしていただきたいということで思っています。

それから、先ほどちょっと、言って回答がなかったんですけども。煙突の浸水漏れ、JFEの包括契約は4月から始まりますけれども、今現在、瑕疵担保期間中にこういったことを、約1億ぐらいかかるとかというようなニュアンスを聞いていると思うんですけども、そういった内容について、どのような処理をされて、どこが負担するのか。今現状はどうなっているのか、それについてお答えいただきたい。

もう1点、瑕疵担保の件ですけども、子供の見学ルートの件ですね。そういった内容、今現在、大人が見学するようなルートになっていると思うし、また目線もそうだと思うんですけども、そういった子供用の見学ルート、そういったことも考えには入っていると申しますが、そういった現状と、こういったことについては、瑕疵担保に入るのではないかとということで思っていますので、その内容についてお聞きしたい。

もう1点、一番大事なことですけども、これ、5年間こうしてやられて、54億8,585万1,000円の5年間見ておられるんですが、それを24年の予算では、10億9,300万ぐらいあがっていると。仮予算で今から入札をされてお決めになるということで思っているんですが、先ほど言いました四つの業者の場合は、リサイクルプラザ4部門については、非常に制限付競争入札等で低額な入札で落ちついているんですが、私は、このJFEの委託料の10億について、今から契約されるにしても、一つ留意していただかなければいけないということがあります。

これは、瑕疵担保が3年やって、今度、包括契約を5年やって、結局、ここの業者には8年間ずっと継続している。そしたら、こういった焼却施設が、仮に寿命が30年あるとしたら、30年こんなことをこうしてするのか。今から6年先には、こういった包括契約が切れますから、新たな業者とこういう内容について、技術もさることながら、価格について、こういった内容があったら検討するような時期が、例えば3年やったら3年後に出てくるんじゃないか。

そうしないと、私が言いました制限競争入札というのは1社しかないんで、価格が高く張りつくんじゃないか。現実問題、予算では10億9,396万3,000円という非常に高い価格で張りついている。こんな状況になるのではないかとということで思っていますので、今から入札まで、この入札がいつごろかということも教えていただきたいし、入札がこうして決まるまで、当局のほうで、しっかりとフォローしていただきたいということで思います。

6年以後はどんな感じなんですか、包括契約5年終わったら。皆さんは、変える、変える。あるいは、変わる、変われへん別にして、自由競争入札やと言われてはいますが、実際はそうじゃないでしょうということを言いたいんです。

もしそうでなかったら、6年後に備えて、そういう体制をとっておくべきではないかと。それは、

我々が20数億、こういったごみ焼却の予算にお金を使っている委託料の10億、非常に大きな金額を今回占めているので、そういうことを言っています。

以上です。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 安田議員からの再質問につきまして、御答弁申し上げます。

まず、溶融飛灰の関係で、平成23年1月から3月まで、これが三池精錬のほうで中間処理を行っておりまして、山元還元を実施しておりました。

平成23年4月からは、光和精鋳という業者に変更をしております。これにつきましては、平成23年1月のときにも、それからこの平成24年度も同一なんですけれども、三者で見積もり合わせをとっております。その際が一番単価の低いところということで、業者を決定いたしておまして、今、申しましたように、22年度は三池精錬、23年度は光和精鋳というふうにかわっております。

それから、その効果額につきまして、内容を少し御説明をさせていただければというふうに思います。

まず、平成22年度の方ですけれども、フェニックスのほうに処分をいたしておりますときには、まずフェニックスへの運搬処分の費用がかかります。これが湿灰1.35トンに対しまして3,954円、これは運搬。処分が7,087円。それから、埋立処分をするときには、キレート材という溶出防止の薬品を入れる必要がございます。これが1.35トン当たり、8万円かかります。それから、消石灰をまぜます。これが5,500円かかります。それらを合計いたしますと、1.35トン当たり9万6,541円、これを1トン当たりで割り戻しますと、7万1,512円、約7万1,500円、1トン当たりで処分費用がかかっておったというものでございます。

それを、その平成22年度のときに山元還元をいたしております。これ198トンしておるわけですけれども、そのときの山元還元業者への処分費用が800万4,000円かかっております。山元還元出すときにも、消石灰は入れる必要がございますので、この消石灰が108万9,000円かかっております。合計いたしまして、909万3,000円、費用がかかっております。

先ほど申しましたフェニックスへ、従来どおり埋め立てしておりましたときの費用、先ほど1トン当たり7万1,500円かかると申し上げましたけれども、これを198トン処分、仮にしたとすれば、1,415万9,000円かかります。差し引きいたしますと、約500万のメリットが出てきたという、1回目の答弁の内容でございます。

23年度につきましては、この光和精鋳に業者が変更したことによりまして、山元還元の単価が下がりました。その関係がございまして、年間で810トン、仮に処分を、その山元還元いたしますと、効果額としましては2,518万円程度出てくるというふうに思っております。

24年度についても、見積もり合わせをいたしますので、さらに単価が下がってまいりますと、効

果額、計算上だけですけれども、効果額が上がってくるというふうな見込みは立てております。

それから、2点目、これはリサイクルの関係で、業者が3部門について、今回、入札の結果、かわっております。その際、実際に4月から運営をいたしますのに問題はないかと、心配はないかというふうな御質問というふうに理解しております。

この業者が変更いたしますのに、既存の業者からは、引き継ぎのための計画を書面で出していただいております。それから、新しく入ってこられる業者につきましても、引き継ぎのための教育計画を、書面で出していただいております。

これは、机上での研修と実地の研修、この二つに分けて、研修期間、引き継ぎ期間を設けておりました。現在、その引き継ぎ作業に入っております。2月の中旬から3月の末まで、約1月半かけて、この三つの部門については、適正な引き継ぎが可能になるように努力して、組合のほうからの指導も行っております。

したがって、4月1日の時点では、問題のない、従前どおりの能力を発揮したリサイクルの中間処理が行えるというふうに思っております。

それから、3点目、3年後の委託金額に対する見通しですね。今回、非常に入札の結果、大きな入札差金が出る。落札率が低い状況でございました。ある意味、歓迎しておるところですけれども、逆に言いますと、先ほど申しましたような、新しい業者さんがどの程度、技術が発揮できるのかというような心配にもなるような金額にも見えるところでございます。正直なところ、もうこれが限界かなというふうな実感は持っております。

したがって、3年後は、安ければいい。これよりも入札率が低くなるというふうなことだと、例えば賃金の最低労働単価のようなところにもかかわってくる金額になってこようかとも思いますので、この入札の仕方そのものを、この3年間の間に、事務局のほうでも検討をしてみたいというふうには思っております。

それから、モニタリングの関係、大気ですとか水質ですとかのことでございます。これは、昨年、環境影響調査に関する条例を制定していただきまして、それに基づきまして、規則で調査の内容を決めております。

また、その項目は規則まで決めておりますけれども、実際に調査に当たりますと、地点数ですとか項目数、あるいは頻度、そういったものは予算に当たりますと、決めてまいります。その決めた内容を御審議いただきまして、実際に決定をして、調査業務に入っていくというふうに思っております。

この費用を、余り変動がないようにというふうな御意見かと思えます。できるだけ、私どものほうも年間の費用は平準化して、運営してみたいという気持ちがございます。そこら辺のところは、今後ひとつ、検討材料の一つなのかなというふうに思っております。

それから、5点目、大気汚染等の環境モニタリングの調査結果に、報告書でめり張りをつけなさいというふうな御指摘をいただきました。おっしゃるとおりだと思っておりますので、できるだけわかりやすく、それから一般の市民の方にも理解しやすいような形にしていきたいと思いますというふうに思っております。

それから、ごみ焼却施設の量ですけれども、1日当たり155トン。それから、リサイクルの処理量、1日当たり29トンぐらいになっているのではないかという御指摘、御質問内容だったと思います。議員おっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

7点目、そういった内容を、年報の表現の中ですぐわかるように、わかりやすくするようにという表現の変更、追加ということでございます。これは、そのとおり、平成23年度の年報をつくり出すときに、十分にそのあたりのところを改良してまいりたいというふうに思っております。

それから、包括契約の関係でございます。この債務負担行為をとりますときに、23年度から28年度までというふうな形で期間設定をいたします。この理由といたしましては、契約そのものは、23年度の3月中旬ぐらいには契約を取り交わす必要があるというふうに思っております。そういう契約日の関係があったということでございまして、業務といたしましては、平成24年度から平成28年度の5年間ということでございますので、債務負担行為の取り方の表現、これについても検討し、かえられるところはかえていきたいというふうに思っております。

それから、煙突の浸水ということにつきまして、私どもここの施設は、隅から隅まで承知しておるつもりでございます。煙突に関して、今、問題があるということは、大きくはございません。ただ、煙突の中に、焼却炉が稼働していないときは、雨が降りますと水が入ってまいります。その水を完全に外へ排出、常にできるように、施設を、今、少しは改良をさせるつもりで、この瑕疵担保の中でも話はしております。それは非常に簡単な内容でございまして、煙突の内部の水が抜けれるように、パイプとバルブがついております。

ただ、パイプのところへ煙突内部の水が、今現在、100%流れ込むような形になっていない。要は、煙突の最底部のほうが、何ミリ単位なんですけれども、低くなっているんです。その排出口の高さよりも。そのために、煙突内部の高さを、簡単に言いましたら、モルタルででも少し上げて、斜めに内部を集水しやすい形に、少し改良してやれば、100%水は抜け出すと。取り出すことができますので。そういう改良はさせるように手配をいたしております。

何億円単位というふうな意味で、今現在、煙突が問題を生じておるといことはございません。

それから、子供用の見学ルートにつきまして、瑕疵担保の意味からも、十分にチェックをしてくださいということだと思います。

私どものほうで、見学者通路で、子供さんが一番喜ばれますのが、ごみピットの見学窓のところでございます。あそこのところの窓の高さが、若干、小さいお子さんにとっては高いのかなというふう

な思いはしております。そこで、簡易な方法ですけれども、踏み台を数多くそろえまして、お子さんにはそれに乗っていただいております。

その点だけではございませんで、やはり説明の仕方ですね。こういうものができるだけわかりやすく、子供さんにわかりやすくなるように、啓発施設のほうにも要望をし、啓発施設のほうでは、年齢のターゲットを、基本的に小学校4年生というふうにおいているというふうの説明を聞きました。さすがに、それを小学校1年生にまで下げてくれとは、私も申し上げにくいんで、その小学校4年レベルの子供さんにわかるような説明をしてくださいということで、それを徹底してくださいということはお願ひしております。

それから、包括の関係で、平成24年度、10億9,300万程度の予算を計上させていただいております。これは、昨年10月に、臨時組合議会で御説明をさせていただきまして、債務負担行為の額を54億数千万円というふうに設定させていただいております、その1年分に当たる金額でございます。

その際に、このJFEのほうに特命随契で契約をいたしますというふうに御説明をさせていただいております。ですから、JFEとの契約手法は、入札ではなくて、随意契約という形で、今現在、作業もしております。

比べますのに、リサイクル部門の4部門につきましては、これは入札という形をとっておりますので、単純に言いますと、競争原理が働いて、仕事を何としても取りたいという意欲のある方には、応札をする金額が非常に低くなるという傾向がございます。

対しまして、随意契約の場合ですと、予定している価格よりも極めて低くなるというふうな、期待は薄いという手法になってこようと思います。

なぜそういうふうにしたのかといいますと、ここの施設を安定して運転ができる。それによって、周辺の方々に安心を抱いていただける、そういう運営を図っていくためには、今現在、日本国内の中にある業者さんでいいますと、プラントメーカー、あるいは運転の専門管理会社というところになるわけですけれども、そこら辺も、アンケートも実施した結果、実際には溶融炉ですとか、焼却炉の排ガスの非常に厳しい基準を満足させる、そういう運転の技術を持っているところというのは、JFEしかないのかなというふうなことで、今、進めておる随意契約という形をとらせていただいております。

ですから、その契約のやり方が、入札というふうなやり方でいけると、今後、請負金額が低くなっていくというふうなことを、思いはしております。

この5年間、包括契約を実施していく中で、そこら辺のところはしっかりと検討をしていきたいと思っております。

議員が3年後ぐらいに、その契約の方法がどうなるのか、そこら辺をパラレルに検討しておくべき

だというふうにおっしゃっていただきました。おっしゃるとおりだと思います。3年後には、次の契約のための検証と、最適な方法の選択、そういうものを作ってまいります。

一応、そういう気持ちで、この5年間、臨んでおるところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（黒田美智君） まだ答弁は、節電の部分が1項目。平成22年度の節電の部分の費用の部分で、少し質問が、1点あったんですが。

大上課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 済みません。売電、買電の関係でございますけれども、まず、22年度の実績でございます。

まず、買電ですけれども、22年度においては、4,670万程度でございます。23年度におきましての買電でございます。これは1月末の現在でございますけれども、3,740万程度でございます。

続きまして、売電でございます。22年度の実績といたしましては、5,950万でございます。23年度売電の見込みといたしましては、3月末で約5,800万を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。

2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 3回目、最後ですけど、ちょっと簡単に。

稼働状況については、よくわかりました。私は、今回、いろいろ質問しているのは、この猪名川上流広域ごみ処理施設組合の皆さんが、非常に管理運営についてよくやっておられるということも含めて確認をしているということで、覚えておいてください。

非常に稼働状況やリサイクルプラザの運営もよくやっただけでいるということで、思っています。

2番目の件ですけれども、今の金額は、買電や売電の総トータルの効果金額ということで理解しておいたらいいんでしょうねということ、再度確認したいということで思っています。

したがって、この金額を引いた分が、24年度の予算にちゃんと反映されてるんでしょうねということ、ちょっと聞いておきます。

それから、質問の3ですけれども、要は、焼却施設の管理運営業務の委託ですけど、特命の随意契約、そういう形でやられる。債務負担行為が54億8,571万ほどあるということで、数量を5年に割ってやる。

私が非常に、この会社はどうかなと思っているのは、いろいろ条件をつけているでしょう。一つは、廃棄物の処理量が、要は、変動すればもちろん、電気料もあると思うんですよ。変動するという

ことが一つ。もう一つは、物価変動によって、こういった経費が増減した場合、要は加算をしてほしい。だから、加算はいいねんけど、プラスは。そしたら、マイナスは引いてくれるんかと、そういったことをこの24年度の、先ほど言った10億9,000万の中に、しっかりと、どのベースで、どの金額を、処理量はスタンダード、23年のこの金額をもって金額設定したとか、物価変動については、こういう見方をして、この年度のスタートはこういう見方をした、そういったことをしないと、先ほど言ったように、競争入札じゃないですから、特命の随意契約。だから、私は6年たっても同じように、特命の随意契約されるん違うか。それやったら、お話あったように、JFEでずっと、30年間するん違いますかと。それだったら、我々に対して、そういうことである、価格設定はこうする、運転はこうする、ああするといったことをしっかりやらないと、いやいや競争入札しまんねん言ううって、直前になったら、いや、いつもJFEにかかわるところありまへんねんて、そんなことはないですよ。管理運営なんかしてるとこ、何ぼでもあんねんからね。

だから、私は、特命随意契約の一番大きな問題で、要は随意契約やから、相手さんの言うような金額になりはしませんかということがあって、そこら辺については、十分留意していただきたい。

その件だけ回答してください。JFEしかあれへんて言うてはったけど、そうかいいうって、6年後はまた検討する機会あるんで。あるいは3年後見直しのときには、そういうことも踏まえて、検討する言うてはるけど、どっちがほんまかなと思います。

もう1点、煙突の浸水漏れ、これは先ほど言われた、雨水が入ってというようなことです。私は、過大評価して、それぐらいお金かかるん違うかと、何となく思てんねんけど。これ、対策がすぐとれるんやったら、すぐ対策とってほしいんやけどね。皆さん、ほったらかしてるん違いますか、これ。

だから、瑕疵担保の3年がもう切れるんやから、その間にこういったことしてもらわなあかんというのを思うんですけど。

それからもう1点、小学校4年生のごみピットの部分、要は、窓の高さが、見られへんと。それを置いている。具体的にどういう形で置いてるねんといったことを、我々にしっかりして、あるいはそれらの部分もあるかもわからんで、そういったことについては、しっかり見直していただきたい。その辺、ちょっとお伺いします。

この入札は、この議会終わってから入札されて、予算はこれでしょうねということでやるんですけども、実際、我々に教えてもらうのはいつごろなんですか。

それから、管理運営のモニタリングですけど、これはこれで結構。私、年間通して、同じように、3年ごとにこうしていろんな調査があるんで、その金額ばらついてもいいですけども、大ざっぱにこういう項目の調査があるときは、金額ちょっと違うでしょうけれども、二千七、八百万ぐらいかかりますよ。あるいは、3年ごとに、非常に少ない場合は1,000万ぐらいですよとか、何かそういった大ざっぱなめどを出してほしいなということで、ちょっと思っているということです。

それから、リサイクルプラザ4部門は、先ほど、言われましたように、非常に、今回、入札額としては低いということで、逆に3年後を危惧しているんですけど、これを、要はマックスとして、ちょっととらまえておいてほしいなということをお願いしたかったんです。

それから、山元還元ですけれども、トータルでこういう形でやれば、大きな金額があるということでは言われましたので、今後、引き続き、この山元還元の効果金額と、今までフェニックスでこうしてやっておられた金額、こういったものを一度整理していただきます。23年1月から、こういったことをされているので、実際、どういう形で費用が下がっているのかということ、一度まとめていただきたいということをお願いします。

稼働状況、やはり先ほどからの内容については、非常によくやっておられるということにつきまして、私は施設組合がよくやっておられるということにつきまして、非常に感謝しております。

今、ちょっと言いました二、三のことだけお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 国崎クリーンセンターの運営につきまして、おほめの言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。そのおほめの言葉に恥じないように、今後も頑張っていきたいというふうに思っております。

それでは、再々質問の御回答をさせていただきたいと思います。

まず、この節電の関係での効果額を見込んだ平成24年度の予算ということになっていきますかということですので、そのように見込みを立てた上で、予算を編成はいたしております。

それから、この包括の関係の契約額の取り決めの中で、物価変動を見込んでおりますと。それについて、物価が上がればプラスになるということで、たくさん支払っていくと。逆にじゃあ、そしたらマイナスになったらどうしてくれるんだということかと思っております。これは、私どものほうでは、変動というのは上向きだけではない、下向きもあるというふうに思っておりますので、変動した部分、計算を改めてし直してということになってまいります。したがって、物価が下がれば、契約金額が低くなるということになると、この契約の中でも示す予定でございます。

それで、JFEに対する契約金額が予定価格よりも余り下らないというところについて、十分、留意をなささいという御指摘でございます。おっしゃるとおり、私どものほうも、最大の努力をして、JFEと丁丁発止の渡り合いを、今現在行っているところでございます。生半可な交渉はしておるつもりはございません。精いっぱいやらさせていただきます。

その結果、契約金額がどれぐらいになったのか、いつお示しできるかというところでございます。次の定例会ということになりますと、8月が定例会でございます。それ以前に、組合議会が開かれるかどうか、管理者、副管理者のほうともよく相談をいたしまして、今後、決めてまいりたいというふ

うに思います。

それから、煙突について、瑕疵担保期間中にさっさと直してしまいなさいということでございます。おっしゃるとおりでございます。さっさと済ませてしまいたいというふうに思っております。

それから、子供の目線での見学、啓発、そういうところについて、十分に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、最後に、モニタリングの経費について、あるいはモニタリングの調査の具体的な内容について、わかりやすくまたお示しできるように、資料を整えておきたいというふうには思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（黒田美智君） 次に、4番、津田加代子議員。

○4番（津田加代子君） おはようございます。川西市議会の津田加代子でございます。

きょう初めての一般質問、大きく三つ聞かせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、大きく一つ目の質問でございます。

多目的広場の活用について。少年用サッカー場として、その他のスポーツ活動の場として、国崎クリーンセンター開設とともに使用ができるようになり、少年サッカーに必要なゴールなどの設備が備わり、何よりも芝生場でサッカーができる唯一の場として、サッカー少年にとっての大喜びのことだと思います。開設時からこれまでの間、運用上の大きな問題は出ていないのでしょうか。

というところで、一つ目の質問は、過去2年間の使用頻度とその状況についてでございます。

芝生の管理の難しさも多々あるかと思えます。でも、その上で、土日、祝の活用を、これまで以上に活用されるような策はお考えか。また、月曜日から金曜日までの活用については、どのようにお考えになられているのでしょうかということです。

二つ目、もっと知ってもらうために、活用していただけるためにということで、この場へのアクセス、とりわけ公共交通機関との連携について、どのように進められておられますか。また、イベントに関して、他施設とお互いの連携を結ばれるような、連動した企画になっていますでしょうか。質問させていただきました。

二つ目の大きな質問です。国崎クリーンセンター里山林整備構想計画、その構想をもっと広く啓発することについて。

この地には、日本一の里山の一群をなしています。黒川、県立一庫公園、そしてこの国崎クリーンセンターと、一体となった共同事業の企画を、この際、お考えはないでしょうか。

自然の中の焼却場として、あくまでもこれ以上の環境破壊をさせないよう、また環境保全はもとより、ここをベースにした生物多様性の大切さを実行できる空間をつくり出そうと努力されているこのごみ焼却場、国崎クリーンセンターであると、大きな評価があります。

大気、水質からの環境保全はもとより、炉などの施設設備についても、汚染度を逐次測定され、改善のために、即対応に努められ、成果も上げてこられていることを認識しています。

だからこそ、知ってほしい場所だと思っています。1市3町の人たちだけではなく、もっと広くの人に知ってほしい。県が今年度、里山30選に掲げた場の一つでもあります。春・秋の季節の時期に、共通の課題として広く知ってもらうために、タイアップしての講座を企画するとか、1日コースの巡回バスを企画するとか、土日・祝ではないときの企画が、むしろ重要であると考えますが、いかがでしょうか。

大きく三つ目の質問です。

東日本大震災の地からのごみ焼却、瓦れきなどの協力支援について。大阪市、大阪府の受入情報に対してもです。

実は、2011年の秋、国から県に東日本大震災の地から、瓦れきなどの受け入れを打診するような依頼があり、県から市への要請があったと知りました。この時点で、この広域ごみ処理施設組合では、受け入れないという結論を出されていたことも知りました。

2011年12月14日、マスコミを通じて大阪府の瓦れき受け入れ情報が報道されました。この広域ごみ処理施設は川西市に立地しているとはいえ、大阪府と兵庫県という二つの広域で成り立っています。このように、府と県の考え方など、方向性が違っている時期に、広域という集合体の方向性は、どのように決められていくのでしょうか。

2011年3月11日以来、市民、町民の安全・安心にかかわる関心事であるにもかかわらず、国では、十分に安心がなされるような数値を示し、議論され尽くし、国民に対しての説明ができているとは思えません。ここまでが、実は一般質問を通告した時点での話ですが、それ以降、2012年2月11日、マスコミ報道で「瓦れきの処理 協力を」との見出しで、国から全自治体に要請が出ました。そこで、次の点について質問をさせていただきます。

大きく五つです。

一つ目、東日本震災地から、瓦れき、ごみを受け入れることを考えてほしいと国、県からなどの要請を受けたときに、どのようなごみ処理の方法が考えられるのでしょうか。

二つ目、このような要請に対して、決定をしていく機関について、どこで、だれが、どのような過程を踏んでなされるのでしょうか。また、そこで決めたことを周知していくとき、それはどのように進められるのでしょうか。

三つ目です。各市、町、自治体に任すのではなくて、兵庫県は基準や指針を作成せよと。大阪府は既にもう作成していると知りました。要望することについて、いかがでしょうか。

四つ目、今現在の実情を市民に公表することについて、いかがでしょうか。

五つ目、日常の放射性物質濃度を測定して比較することが大事だと思いますが、測定しておくこと

についてはいかがでしょうか。

以上、大きな質問三つと、それぞれの小さな質問でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、津田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の大きな1点目「多目的広場について」のうち、一つ目の「過去2年間の多目的広場の使用頻度とその状況について」でございます。

多目的広場の利用につきましては、平成21年度10月から使用を開始いたしましたが、グラウンドの水はけ等の不具合から、同年12月までで使用を中断いたしました。なお、その3カ月間は延べ14団体、1,024人の利用実績がございました。

平成22年度は暇疲担保による排水改良工事の実施と芝生養生により、貸し出しを休止しておりました。この間、住民の皆様の御期待に沿えず御迷惑をおかけしましたこと、大変申しわけなく思っているところでございます。

本年度に入り、グラウンドの水はけ等の状況の改善が見られましたことや、ようやく芝生も一定の生育を見ましたことから、5月に貸し出しについてお知らせをし、一定の制限を加えた中で、7月から10月末までの土日、祝日についてスポーツ目的の貸し出しを実施してまいりました。延べ17団体1,330人の方に御利用をいただくことができました。

結果といたしまして、少年サッカーの団体が多く利用されておりましたが、運用上は特に問題はございませんでした。

次に、2点目の「もっと広く知ってもらいたい、活用していただけることについて」でございます。

まず、スポーツ利用についての貸出期間につきましては、本年度貸し出した結果、芝生への影響は少なく、生育もよい状態であり、来年度は6月から11月までとし、本年度に比べ2カ月間、期間を延長するとともに、平日利用も実施いたしたいと考えております。

さらに、自主事業におきましても、周辺の自然あふれる多目的広場の活用をふやすよう、計画して、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、平日利用並びに団体との連携につきましても、啓発施設が中心となり、スポーツ団体などに積極的な利用案内を行うとともに、イベントなどの誘致も検討する中で、利用率の向上に努めてまいります。

また、公共交通機関との連絡については、現在、啓発施設において、大きな主催事業開催時に山下駅、日生中央駅から臨時無料バスを運行しているところでございますが、それ以外の施設利用にかかる交通手段の確保については、まことに恐縮ではございますが、引き続き、自家用車などで御対応いただきたいと考えているところでございます。

次に、御質問の大きな2点目「国崎クリーンセンター里山林整備構想をもっと広く啓発することに

ついて」であります。

「日本一の里山」といわれる黒川地域に隣接する当施設の里山林は、御質問にもございましたように、北摂里山博物館対象地域の代表的な里山30カ所の一つに、阪神北県民局により選定されています。

これらは、北県民局の事業として広く広報される場所であり、近々、選定された里山である旨の看板も、県により設置されることとなっています。

御質問いただきました啓発の一つの方策が、こうした県の事業との連携であると考えております。

具体的な事業等は、今後、県より明らかにされていくことと考えますが、情報収集に努め、積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

二つ目には、地域内連携でございます。県立一庫公園や、黒川地域、能勢電鉄などと連携し、御提案いただきました「共同事業の企画」を検討することは、当地域の活性化を図る上で、また、当施設への集客をふやす上で、大変、意義深いものがございます。

それぞれ個別には、連携を実施している部分もありますが、さらに連携の輪を広げていくことがより効果的であると考えております。

相手のあることですので、実施等については今後のこととなりますが、ぜひ前向きに調整してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の大きな3点目「東日本大震災地からのごみの焼却、瓦れきなどの協力支援などについて。大阪市や大阪府の受け入れ情報に対して。」の1点目、「東日本震災地から瓦れき、ごみを受け入れることを考えてほしいと国・県などから要請を受けたときには、どのようなごみ処理の方法が考えられるのか。」との御質問でございます。

東日本大震災により生じた災害廃棄物に関しては、放射性物質に係る懸念があり、焼却炉内における放射性物質の挙動など技術的な知見が十分に示されていないこと、焼却残渣の受け入れ先である海面埋立による最終処分場の処分方法等が示されていないこと、さらには山元還元の受け入れ先の厳しい基準などから、現状では、処理の検討には至っていないところであります。

次に御質問の2点目、「東日本震災地から瓦れき、ごみを受け入れることを考えてほしい」の要請に対して、決定をしていく機関についてでございますが、最終的には、当施設で処理するかしないかの決定は、施設組合が行うことになろうかと考えてはおります。

しかしながら、施設組合は、1市3町により設立されたものであり、施設組合単独でこのような多方面に影響を及ぼすおそれのある決定を行えるものではありません。

また、国崎クリーンセンター建設に当たっては、さまざまな経緯、経過があり、大変多くの方々の御理解と御協力のもとに現在がございます。今ここで、私どもが決定までの過程を判断できる事項ではないと考えております。

続きまして、質問の3点目、「兵庫県は、基準や指針を作成せよ。」と要望することについてでございますが、この災害廃棄物の件に関しましては、阪神間で連絡を取り合っております。そうした中で、御質問の件につきましても、今後必要があれば検討されるものと思っております。

4点目の、「実情を市民に公開することについて」は、この件に関し、何か具体の決定を行ったときは、当然の事ながら、遅滞なく、議員の皆様初め住民の皆様へお知らせを行ってまいります。

また5点目の、日常の放射性物質濃度を測定しておくことにつきましては、構成市町内からの廃棄物処理のみを行っていることから、現時点では、実施する考えはございません。

何とぞ御理解賜りますよう、お願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○議長（黒田美智君） 4番、津田議員。

○4番（津田加代子君） ありがとうございます。

まず、1点目の部分から、再質問、あるいは思いをお伝えさせていただきたいと思います。

多目的広場の部分について、いろんな芝生の育成、養生の件で御苦労されて、そして止められたり、あるいは再度、復活されたり、いろんな御苦労があったことを知りました。きっと、生き物の芝生でしょうから、今後も大変な御苦労の中で、期待する芝生のグラウンドとなる御苦労があるかと思うんですが、今後ともよろしく、状況を把握しながら、そして止められた、あるいは再開しますという広報は、周知していただいて、知る人ぞ知るの場所にならないようお願いしたいと思いますし、おっしゃってくださったイベント企画について、今後、大いなる、私も期待を寄せながら、自分も参加させていただきながら、動けたらと思います。

ただ、公共交通機関との関係については、今まだそのイベントが土日、祝という限定のバージョンであることと、このときに、臨時的にバスを出してこられているということでは納得ですし、イベントの形がもっともっと広くなれば、もっと公共交通機関のほうにもアタックがしやすい状況にもなるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目の国崎クリーンセンター里山林構想の部分についてです。連携をとりながら、地域内連携もやっぺいこうという部分もありますよと。お互い、そうやって思っていますが、前向きに挑戦をするようにリードしていただくのは、ここからかなと。ここが、少なくとも、黒川に関しては川西市というのがありますが、県立の一庫公園についての入り口というか、訴えかけの場所はありませんので、ここからも、一つはリードもしていただけるとうれしかなと思っております。

実は、私は、自然との共生というところで、この環境施設、いやいやもっと、ほんまは環境施設よりはクリーンセンターの焼却場がメインの場所だと思っておりますが、その部分で建設されるときに、会合を何百回も重ねられ、地域住民とお話もされ、それが一つの大きなものになって、今、環境数値を徹底してもたれている。そこには大きな評価があるんですが、特にエドヒガンの群生地であったということで、ブルーシートをひかれて、エドヒガンの種を集められて、そしてこの場所で苗木を育て

られて、市民にそれを託されたというような、一つの夢ある動きをここでされていること。今後、それはきっとエドヒガンの種以外にも、何かこの地域で出てくるような気がしています。

単にイベントをすとか、連携するのではなくて、後世につなげられる種まきを、やっぱり考えていっていただきたいし、私もともに意見が出せる場があればなと思っています。期待をしたいと思っています。

ごめんなさい、戻ります。1番目についての再質問です。

芝生養生等でなかなか、100%使えない状況の中でやってくださっている御苦労もよくわかるんですが、多目的広場の占用利用規定というのがありますね。そこの中に書かれている5条、そして6条のところに、少しそれを作成された思いがあろうかと思しますので、聞かせてほしいと思っています。

5条、6条に書かれている文言の中に、こんな文があります。「多目的広場の使用は、行政行事及び主催事業を最優先し、先約があっても優先されることがある。」この一文です。

それと、もう一つは、「コンディションによる使用不可、行政利用、その他の特別事情がある場合には、この限りではない。」という形で、第5条には規定されています。

借りようとされているお方は、ここだけの期待じゃなくて、恐らくほかの施設もかけながら、一番いい条件のものをタイミングよく借りられるとは思いますが、何らかの形で3カ月前に予約をしていた人が、抽せんも含めて、自分たちが使えるようになったときに、それ以降、優先順位とはいえ、行政行事が優先ですよといわれている文言について、私は借りる側からすれば、すごい大きなハードルだなと。せっかく借りれるようになって、いざとなったらだめかもしれないと思って借りることのしんどさは、いかがなものかと思っていますが、そのあたりで文言をつけられた思いをお聞かせください。

同じように、第6条です。コンディションの不良のときは使用を中止するとあります。ここでいうコンディションの不良というのは、雨が降ってとか、あるいは芝生の状態が悪いとかということもあるんですが、それが申し込みをした後、コンディションが悪いといわれて、直前に中止せざるを得ないというのは、これもいかがなものかなと思うんですが、この辺についての御見解と、こういう状態で、不良で中止した、直前に中止したというのは、これまでどれくらいあったのかということをお聞かせいただけたらと思います。

そして、3点目の大きな質問です。

今、お答えいただいた中に、ごみ処理の方法として、秋に残渣の受け入れ先、処分方法についての動きが示されていないという形の中で、受け入れの要請に対して、お断りいたしましたというお答えをいただいたと思うんですけども、その段階の確認というか、決定は、私は安心できる決定だと思っています。

それ以降、大阪府さんは受け入れますよということで基準を出されました。そして、さらには国も受け入れよという動きを示してきました。11年の秋の決定は、確かに私は評価する部分でありますし、それは市民にとっても、町民にとっても、安心な、任せられる場所だと思えるんですが、その後の動きについての部分で、やっぱり不安な部分があります。

住宅都市で、しかも自然いっぱいこの町、あるいは市で、長きにわたっての焼却施設に関するいろんな論議の中で、行政が準備をしてきたその部分だとわかりますし、子育てに中心なまちづくりをしていくんやと。子育て支援が大事なんだと言われて動いている1市3町の動きもあります。そういう意味では、ゼロ歳から、若い人たちの活気あるまちづくりをしようとする部分の町にとっては、こういう形で答えを要請されても、いやいや、できませんといわれるのが、安心な部分だと私も思っています。

しかし、逆に川西市が、逆に町が、同じような、すこぶる影響のあるような被害を受けたときには、お手伝いいただきたいと思うのが、私は常だと思うんですね。その辺の部分で、管理者、あるいは副管理者がどのような思いで、今、いらっしゃるのかということは、伺えたら伺いたいなと思っています。

その上で、受け入れるか否かの検討をする段階に、やっぱり来ているんじゃないかと。その中で、他市に見習って、私らもするんやというのでは、私はおかしいと思います。一たん断っているわけですから。そういう意味では、なし崩し的に、「うちはしません」から、みんなやっているねんからやろうかというようにならないために、やっぱり市から、町から、県へ、国への意見発信が、私は要ると思っています。

県に基準をしっかりと出させる。出してもらおうよう要請をする。受け入れるか否かを決めるためには、今、御説明がありましたが、1市3町単独で行えるものではないと言われるのであれば、どういうことがあれば、受け入れるのか否かの決定がなされる方向の筋道を決められるのか。

やはり、もう目の前にその動きは来ているように感じています。歯どめをかけて、いやいや止めましょうよというのであれば、それなりの動きをやっぱり指し示すべきだと、私は思っていますが、そのあたりについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、途中経過を市民、町民に知らせることは、結果的には示された何かがあって、賛否両方、当然あると思う事案だと思います。それでもやっぱり議論を尽くしながら、我が身に触れたときにはどうするんやということも含めた論議を、今からでもしていく必要性は、私はあると感じています。

その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。結果的に受け入れないという判断を、11年秋にしました。そして、そこでは阪神間の連動もとれています。私、そこは大きな力だと思っていますので、今後、その阪神間の連動をとられた素地があるわけですから、何らかの形でしていただきたいと思います。その辺のお考えを再度お聞かせ願えたらうれしいなと思っています。よろしく

お願いします。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） まず、再質問の1点目の多目的広場の関係でございます。占用の利用規定の分でございますが、こちらの利用規定につきましては、23年度貸し出しするに当たりまして、私のほうもこの議論の中に、一緒に協議しまして策定したものでございますが、確かに見直しますと、利用者目線という部分になりますと、表現がいささか、見直していかないといけない部分が含まれていると思っております。

したがって、24年度の利用規定、利用期間等々の部分もかえていかないとなりませんので、今おっしゃられました多目的使用の行政行事等の部分につきましては、一定、先約優先、先に利用者の方が押さえられたものについては、優先していくんだという考え方に、表現のほうを改めてまいりたいと考えております。

また、コンディションの部分でございますけれども、やはりこれ、生芝でございますので、降雨時の利用中止というのが一番大きく考えられると思います。多少は雨が降っても利用できる分でありませぬけれども、やはり降水量、それらにつきましては、時間の経緯等を見ていかないといけない部分がありますので、この条件はちょっとつけさせていただきながら、状況を見た上で、判断させていただきたいと考えているところでございます。

一定、このあたり、24年度に当たりまして、御指摘も踏まえまして見直してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 大きな3点目の、震災地からのごみの焼却の関係でございます。

まず、今の国内の放射能の状況みたいなところを、少し押さえておく必要があると思っております。

文部科学省では、平成23年9月から10月にかけて、1都10県の東日本地域の航空機モニタリングによるセシウム沈着量の分布調査というものをされておられます。そのデータから見て取れますのが、北関東ですとか、首都圏の地域におけるセシウムの沈着量が高いです。逆に、岩手県ですとか、宮城県、三陸沿岸地域の値のほうが、逆に低いです。

これは、首都圏の焼却炉でゴミを焼却いたしました後に出てまいります主灰、飛灰、あるいは溶融飛灰のデータからも、同じことがいえる値を示しております。

何を言いたいかと申しますと、福島県の災害ごみは、これは国が責任を持ってされます。今、国内で広域で処理をしようとしているのは、岩手県と宮城県のごみをどうしようかということでございます。その岩手県、宮城県の収集されるごみよりも、実は首都圏、あるいは北関東の地域に集まってくるごみのほうが、放射能濃度は高い。そういうことを考えますと、一つの、これは考え方になるかと思っておりますけれども、宮城、岩手で実際に焼却能力がダウンしておりますので、そこだけに対応を任

+

せる。あるいは、しなければならないというふうなことをいうのは、酷な話だと思っています。

兵庫県も、阪神・淡路大震災のときには、他の自治体のほうに、そのごみの処理について御協力をいただきました。したがって、この国崎におきましても、可能な限りお手伝いはしたいという根本姿勢はございます。ただ、議員もおっしゃいましたように、放射能の問題というのは、どういう危険をはらんでいるのか、理解をする能力が、国崎の事務局のほうにもないというのが実態だと思っています。したがって、国内で調査、あるいは測定をされた実態を、情報を十分に収集いたしまして、判断をしていく必要があるというふうに思っております、先ほど申しましたようなことを、思っています。

つまるところ、関東地方でしたら、実態として広域で処理しようとするごみよりも、放射能濃度は実は高いですから、受け入れたところで影響を受けないエリアというふうな見方もできると思っています。

それともう一つ、国のほうにおいて、関東で受けられない、関東だけでは処理できない量というのは、国自体も、本来、もう少し汗をかく必要があるのではないかということも、一つの考え方としてはあるかと思っております。

後ほど、議員総会のほうで溶融飛灰の放射性物質濃度の報告をさせていただきますけれども、この国崎における濃度というのは、非常に低い。ほとんど影響を受けていない状況でございます。関西の距離の遠いエリアに、わざわざ運搬費用を高くかけて、日本全体で処理をしなければならないのか。痛みの分かち合いですとか、施設の合理的な活用という観点だけで、今回のこの大きな問題を対応をとっていいのかなと、少し疑問に思うところがございます。

要は、問題を解決するためには、ここの排ガスの問題でもそうなんですけれども、いかに発生源で対応をとるかということが、金額の面でも方策の面でも、メリットがございます。分散させてしまいますと、金額の面でも効果の面でも薄くなってしまいます。

そういう意味で言いますと、先ほども申しましたように、痛みの分かち合いだけでやっていいのかな、そこは少し警鐘を鳴らしていく必要があるのかなというふうなことを考えております。

これという回答にはなっていないかとは思いますが、考え方は以上でございます。

○議長（黒田美智君） 4番、津田議員。

○4番（津田加代子君） 1点目の部分については、使用規定についての、もう一回、確認を検討していただくということで、よろしくお願ひしたいと思いますし、使用者にとっては、ちょっと距離のあるところへ、マイカーで来られる。そして、グループで、集団で使われるということは、連絡をする手はずも結構大変なことかと思うんです。雨天であって、するのかもしれないのか、それは自分らで決められたらいいことだと思いますが、使用許可が出ないのに、雨天でもやりたいんやというのはおかしな話ですし、ぜひ、多目的広場のコンディション不良という件については、使用しようとした、され

るグループに、ぜひその具体的なこと。芝生のことも含めて、細かなことになるかもしれませんが、御説明をしていただけたらうれしいかなと思っています。よろしくお願いします。

3番目のことで、お答えいただきました。よくわかる部分なんですけど、疑問点いっぱいあります。一緒なんですよね。きっと皆さん、一緒やと思うんですね。

国、汗かいてないやん。国、汗かいてくださいよというのが同じ思いなんです。けど、発生源で何とかせえ、してほしい。そういう拡散したらおかしいよというのも、同じ思いなんです。ところが、そうした中で、大阪府は、ゴーサインを出しました。そこところが、私はどないなんか。そういう思いを、1市3町のこのごみ焼却場が持っていますと。受け入れるとかいないとかという前の、条件がうまくできてないじゃないですかというあたりの、発信をしていただくことを考えたわけです。

その辺について、もし御答弁、今いただけるのでしたらお願いしたいなと思いますし、できれば管理者、副管理者の本当の思いは、ここでお聞かせ願えないでしょうか。再度、よろしくお願いします。

以上です。お世話になります。

○議長（黒田美智君） 大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 3点目の東日本の震災の影響によります現地からのごみの焼却の件でございますけれども、改めて問われておりますので。

先ほど来、事務局からも答弁をいたしておりますけれども、私も、やっぱり大きな気持ちとしては、「絆」という言葉が昨年の一文字となったところでございまして、お互いに助け合っていくというのは、これはもう原理原則だというふうに思います。

ただ、やっぱりそれによって、どんなことが起きていくのかということも、しっかり検証していかなければならないところでございます。ここの国崎クリーンセンターができ上がった過程におきましても、大変、よそにない、厳しいと言ったらあれですけども、そういう環境をクリアしていくための条件も設定をしております。

そういうことがございますので、協力をするというところは阻まないところでございますけれども、今の、現時点における国の政策、それはまだまだ納得と言いますか、受け入れられるものではないと思っておるところでございます。

先ほど、事務局言いましたけれども、静岡県のある市では、現にもう焼却のテストもやられているところもございます。関東でもそういうのがございますけれども、関西では、まだそういうことはないというふうに思ってますし、私ども、私だけではなくて、先日もそういうふうな話で、副管理者も寄りまして、そういう話もしたところでございますけれども、管理者といたしましても、そして副管理者といたしましても、現時点と言いますか、このような状況の中で、疑問が解決できてないところでは受け入れることを考えていないということが、今の立場でございます。

以上でございます。

○議長（黒田美智君） 次に、15番、永並敬議員。

○15番（永並 敬君） 済みません、15番、永並敬です。お昼近いんで、できるだけ簡潔に、1点のみ質問させていただきます。

ごみの分別減量のためのアンケート調査の実施について、お聞きします。

以前から申しておりますけれども、国崎クリーンセンターからの広報紙や、さまざまなイベントによる情報発信の一番の目的は、ごみの減量、分別の徹底、リサイクル率の向上にあると考えます。

この施設においても、子供たちに施設を親しんでもらおうという試みを、積極的に行っていますが、そうした試みは非常によいというふうに思っております。なぜなら、私たち大人というのは、子供のころ、ごみの分別など言われてきませんでしたので、分別というものがやらされているという感じがあるんですね。そのために、ちょっとぐらいいいかなというところ、気の緩みというものはあるんですけれども、子供のころからリサイクルのことを教えられると、分別の大切さなどをいろいろ教えられると、そういうことが当たり前になるんですね。

親が、例えば間違っただけで分別したりすると、子供のほうが「お父さん、間違っているよ」ということを、指摘を受けると。そうすると、さすがに親も恥ずかしいですから、子供に指摘をされると。そういった面からも、子供からのそういった分別、リサイクルの徹底という教育というのは、非常に重要なことだと考えております。

ですから、子供にこの施設を親しんでもらおうという企画とか、そういうのは非常に有効だと考えております。

ただ、もう少し工夫してもらいたいかなというのは、正直思ってます。ペットボトルアートも一つなんでしょうけど、例えば、空き缶でもアートをつくるようにしたりとか、空き瓶とか、それで外に置くような巨大なものをつくるとか、それを近隣の小学生を交えてつくるとか、それでこの施設は1市3町でやっているわけですから、学校単位で年1回、ペットボトルアート、瓶アート、廃棄物アートみたいなコンテストなどをするとか、ちょっとイメージすると、グラウンドにちょっと巨大な、二、三メートルのそういうアートが何個も並んだら、結構、おもしろそうじゃないですか。

僕はそう思うんですけど、何かもっとおもしろい、盛り上がるようなイベントを、啓発施設、トータルメディア研究所のほうには企画してもらいたいかなというふうに感じております。

話を戻しますが、子供にこの施設を親しんでもらおうとする試みは非常によいことなんですけど、子供を持つ世帯というのは、やはり住民の中では一部ですので、それ以外の人に、どのように分別の徹底、減量の啓発というものをしていくのかというのが課題になってきます。

広報紙というのものも、一つの有効な手段だと思えますが、正直言うて関心を持って読んでくださる方、大抵、分別も徹底されております。通常の広報であれば、見なかったら見ない人が、書いてある

行政サービスを受けられない。要するに、見ない人が不利益をこうむるということであるわけなんです。けれども、ここの広報紙というのは、ちょっと事情が違いますよね。見ない人が知らなかったということで、分別をせずにごみを出してしまった。そしたら、ここでもしかしたら、ちょっとした小爆発が起こってラインがとまるとか、この施設全体に迷惑がかかってくるんですね。

だから、一人でも読まない人を減らしていくという試みというのが、非常に重要になってくると思います。そのためには、「森の泉」とかでは、クロスワードの問題とか出して、回答をここで待っているんじゃないくて、やはりここから出ていって、PRしていくということが必要になると思うんですが、読まない人、一人でも減らしていくような試みというか、そういうものが何かあるのであれば、一度、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、永並議員の御質問にお答えいたします。

御質問の一番大きな部分は、ごみの分別や減量に関心が薄い、あるいは関心がない住民の皆さんにいかに関心を持ってもらい、御協力いただくかであると理解しているところでございます。

当施設組合といたしましても、大変、頭の痛い問題で、分別や減量を進展させる上での課題であると認識いたしております。

このため、繰り返し広報紙などを通じて、分別や減量などについてのお知らせを行っているところでございます。

また、トータルメディア研究所が指定管理者である啓発施設では、来年度に社会科の授業で来館する小学4年生の御家族にも、ごみに関心を持っていただくために、全国的にも著名な環境漫画家のイラスト付アンケートはがきを配るべく、準備をいたしているところでございます。

その絵はがきそのものも、非常に楽しい環境啓発の内容になっていますが、当センターを見学して絵はがきを受け取った小学生のうちの何人かは、御家族にごみ処理の話をし、また、その内の何人かは、アンケートを返信していただけるものと考えております。

ちなみに、平成21年度の小学4年生の来館者数は2,114名、22年度は2,151名となっております。アンケートの対象としましては大きなものになると思われま

す。何分、初めての取り組みですので、試行錯誤の部分はございますが、一つでも前に進めていくことができるよう、継続的に取り組んでまいりますので、何とぞ、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田美智君） 15番、永並議員。

○15番（永並 敬君） それでは、2回目、再質問をしたいと思います。

いろいろと考えてはくださっているんですけども、やはり子供たちが積極的に参加するような、絵はがきを受け取るとか、そういう意味じゃなくて、何かごみの減量に自分たちもかかわっているん

だよというようなことを盛り込んだ企画というものが、一番効果があるんじゃないかなと。

何か、著名な人が書いたものを渡して、ああ、これきれいだねって終わってしまうんじゃないかと、自分たちもそこにかかわった、そういうものがここにあるということが、やはりその子供たちの意識の中にこの施設を印象づける一番の行為だと思っております。

やはり、来てくれる人だけじゃなく、僕は来てくれない人をいかに減らしていくのかというのが、啓発の一番の目的だと考えてます。私は、そういったことを、もっとトータルメディア研究所にしてもらいたいと考えてます。

現在、啓発費用として、この研究所に年間6,800万ですかね、金額を支払っています。これだけ費用がかかるわけですから、やはり結果というものを残してもらわないといけません。トータルメディア研究所が、専門的な立場から啓発に取り組んでいるから、ここの1市3町では、ごみの分別や減量が何%進んだ、この数字は他市町村の分別や減量の率よりもかなり高い。また、ほとんどの自治体で子供たちは社会見学でごみ処理施設など、公共施設は見に行きますけども、とりわけ1市3町の子供たちのごみに対する意識は高い。だから年間6,800万円を、費用をかける価値があるというようなことを示していただきたいんですよ。

そうしないと、多分、数年後には啓発というものの意義というものが必要かどうかという議論が出てくるんじゃないかなというふうに感じてしまうんですね。

だから、次の指定管理者のときには、今、説明したような具体的な効果を示してもらいたい。そのためには、今、現状の分別、減量の状況、その意識というものを細かく把握しないと、今度の指定のときに比較できないですよ。どれだけ減った。どれだけどうなったというの。そのためにも、今の現状を把握するためのアンケート調査や実態調査などを行ってもらえないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 再質問で、アンケート調査、無作為のアンケート調査と言ったらいいんでしょうか、そういったものを実施してはどうかという御提案であろうかと思っております。

ごみの分別、減量の推進に関しましては、中間処理を行っております当施設だけではなく、収集運搬をつかさどっておられる構成市町におかれても、熱心に取り組んでおられるところがございます。

アンケート調査なども、既に実施されておられまして、実態把握もされておられる分もあろうかと思っておりますので、組合単独でアンケート調査を実施するのではなく、情報提供をいただく中で、今後、どのような啓発を行う必要があるのか。また、今後の検証をしてみたいと考えているところがございます。

また、啓発施設の指定管理者でございますトータルメディアに対しましては、御指摘のように、情

報発信にたけた企業でございますので、ごみの分別、減量の推進に向けた新たな取り組みについて工夫するよう、今後とも求めてまいりたいと考えております。

啓発につきましては、粘り強く、また継続的に取り組んでまいる所存でございますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒田美智君） 15番、永並議員。

○15番（永並 敬君） ぜひとも、よろしくお願いいたしますとしか言えないんですけど、もし僕が請け負っている事業者なら、積極的にアンケートをとりますので。そうしないと、僕みたいな人に、いずれ、いてもいなくても意味がないと言われかねませんので。だから、それぐらい現状の分析というものは、非常に重要だと思います。

それと、将来的に自分たちが啓発したから、これだけ、こうなったんだよという、示すものが、基礎になってくるものが現状把握だと思いますので、ぜひともそこら辺を強く、トータルメディア研究所のほうにも要請というか、指導というか、いっていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（黒田美智君） 以上で一般質問を終わります。

しばらくの間、休憩いたします。

（休憩 12時10分）

（再開 13時09分）

○議長（黒田美智君） それでは、少し早いですけれども、再開いたします。

日程第5 議案第1号

○議長（黒田美智君） 次に、日程第5、議案第1号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩民生管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第1号猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、説明をいたします。

本案は、非常勤嘱託員の報酬を明確化するため、新たに条例を制定しようとするもので、報酬、割増報酬等の支給及び支給方法等について定めようとするものであります。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでありますが、附則において現行の猪名川上流広域ごみ処理施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の廃止と、必要な経過措置を設けております。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせます。

○議長（黒田美智君） 杉岡事務局長。長くなるようでしたら、座ってどうぞ。

○事務局長（杉岡 悟君） ありがとうございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、引き続き、説明いたします。

議1-1ページをお開き願います。

本案は、特別職の職員のうち嘱託の報酬等について、地方自治法の規定に基づき明確化する必要があるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議1-3ページをお開き願います。

今回の条例の制定につきましては、本組合が給与条例等の規定を準用している川西市において、同様の内容の条例が、昨年4月1日から施行されているため、本組合においても、新たに規定の整備をしようとするものであります。

それでは、条例の主な内容について、御説明いたします。

まず、本則におきまして、川西市において施行されている特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用するとともに、報酬の額及び費用弁償として支給する旅費の額を、別表のとおりとすることを規定しております。

また、附則において、施行期日を平成24年4月1日からとし、現行の猪名川上流広域ごみ処理施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の廃止と、経過措置を明記しております。

次に、議1-4ページの別表をお開き願います。

本則で規定する別表についてであります。

別表の区分、報酬の額、旅費の額については、現在の支払い実態等に即し、それぞれの区分ごとに報酬の額、旅費の額を規定しております。

備考につきましては、いずれも川西市に準拠する形で、その他の嘱託員に支給する内容を整備しております。

まず、第1項で、経験加算報酬の上限額を、第2項では、報酬の減額を規定しております。

議1-5ページをごらんください。

第3項で、通勤手当に当たる通勤割増報酬を、第4項で、時間外勤務手当に当たる時間外割増報酬を、第5項で、年末年始特別勤務手当に当たる年末年始割増報酬を、第6項で、期末勤勉手当に当たる期末割増報酬を規定しております。

また、第7項では、退職慰労金に当たる退職割増報酬の上限額を規定しております。

なお、細則的事項については、規則で整備することとしており、議案第1号参考資料として、猪名

川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(案)をお配りさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、申し上げます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

+

日程第6 議案第2号

○議長（黒田美智君） 次に、日程第6、議案第2号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第2号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員の給与等に関する条例の制定について、説明をいたします。

本案は、臨時的任用職員の給与等を明確化するため、新たに条例を制定しようとするもので、賃金、割増賃金等の支給及び支給方法等について定めようとするものであります。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでありますが、必要な経過措置を設けております。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（黒田美智君） 杉岡事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、引き続き、説明いたします。

議2-1ページをお開き願います。

本案は、臨時的任用職員の給与等について、金額や支給方法を明確にするため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議2-3ページをお開き願います。

今回の条例の制定につきましては、議案第1号と同じく、本組合が給与条例等の規定を準用している川西市において、同様の内容の条例が、昨年4月1日から施行されているため、本組合においても、新たに規定の整備をしようとするものであります。

条例の内容につきましては、本則におきまして、川西市において施行されている臨時的任用職員の給与等に関する条例及び臨時的任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定を準用し、臨時的任用職員の給与等を支給するものと規定しております。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでありますが、附則において、必要な経過措置を明記しております。

説明は以上で終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号

○議長（黒田美智君） 次に、日程第7、議案第3号、平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第2回）についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 議案第3号、平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算につきまして、説明をいたします。

今回の補正は2回目で、これまでの稼働状況等から決算見込を立て、これに基づく不用額等を調整したもので、第1条におきまして、歳入歳出予算額を643万2,000円減額し、総額を25億4,603万4,000円にしようとするものであります。

次に、第2条において、環境影響評価事後調査業務に係る事後調査結果報告書の作成に必要とする手続が遅延するため、繰越明許費補正をしようとするものであります。

また、第3条において、平成24年度4月当初から業務委託を行うもので、今年度中に契約を締結することができるよう、4件の債務負担行為補正をしようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明させていただきます。

○議長（黒田美智君） 杉岡事務局長。長くなるようでしたら、お座りください。

○事務局長（杉岡 悟君） ありがとうございます。そしたら、座って説明させていただきます。

それでは、引き続き、説明いたします。

管理者から説明いたしましたとおり、今回の補正は、決算見込みによる不用額の調整と、繰越明許費並びに債務負担行為の設定をしようとするものであります。

議案書、議3-2、3-3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入におきましては、第1款 分担金及び負担金、第2款 使用料及び手数料、第3款 繰越金、第4款 諸収入の区分において。また、歳出におきましては、第1款 議会費、第2款 総務費、第3款 衛生費の区分において、補正前の額から歳入歳出それぞれ643万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億4,603万4,000円としようとするものであります。

議3-4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正についてであります。

当施設に係る環境影響評価事後調査業務について、調査結果報告書を作成するに当たり、環境保全委員会における意見書等を聴取した上で、取りまとめることとしておりますが、今年度の調査結果報告書に係る環境保全委員会を年度内に開催するための準備が整わないため、業務委託費296万1,000円の繰越明許費の設定を行おうとするものであります。

次に、議3-5ページをごらんください。

第3表、債務負担行為補正についてであります。

これは、平成24年度に予定しております業務内容から、今年度中に契約を行う必要がある業務に

つきまして、債務負担行為を設定するものであります。

施設清掃業務で750万4,000円、排出源分析業務で698万6,000円、計量業務で457万6,000円、廃棄物運搬業務で1,869万円を限度額として設定しようとするものであります。

いずれも、期間は平成24年度までであります。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細により説明させていただきます。

議3-6ページをお開きください。

1、総括であります。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金において1億1,627万2,000円、第2款 使用料及び手数料において52万7,000円を減額するとともに、第3款 繰越金において6,329万5,000円、第4款 諸収入において4,707万2,000円を増額し、歳入合計として643万2,000円の減額としております。

議3-8、3-9ページをお開きください。

歳出につきましては、第1款 議会費において20万円、第2款 総務費において223万2,000円、第3款 衛生費において400万円を減額し、歳出合計として643万2,000円の減額としております。

それでは、歳入の詳細であります。議3-10、3-11ページをお開きください。

2、歳入。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金におきまして、1億1,627万2,000円を減額するものであります。これによりまして、各市町の負担金は、当初予算に比べ、川西市では8,451万5,000円、猪名川町では1,082万3,000円、豊能町では1,286万6,000円、能勢町では806万8,000円の減額となります。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 施設使用料におきまして、多目的広場の利用に伴う芝生の育成、生育状況等を見定めるため、貸し出し期間等を制限したことに伴い、52万7,000円を減額するものであります。

第3款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金におきましては、6,329万5,000円を増額するもので、この繰越金については、平成22年度決算による前年度からの繰越金を充当するものであります。

次に、第4款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子におきまして、4万4,000円の増額であります。同じく、第4款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入におきましては、有価物売払収入や、売電収入、また容り協会拠出金のうち、有償入札分が好調であったこと等で4,702万8,000円の増額であります。

次に、歳出であります。議3-14、3-15ページをお開きください。

3 歳出。第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費におきまして、20万円を減額しようとするものでありますが、これは、第13節 委託料で、会議録作成における業務委託料を減額しております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費におきまして、208万2,000円を減額しようとするものでありますが、これは第1節 報酬で、情報公開審査会の委員報酬の減額、第8節 報償費で環境保全委員会の委員報償費の減額、第13節 委託料で、清掃業務の入札差金等による業務委託料の減額、第19節 負担金、補助及び交付金で、給与費等負担金の減額が主なものであります。第3目 緑地等維持管理費では、第13節 委託料におきまして、業務委託料の不用額調整で15万円の減額であります。

次に、議3-16、3-17ページをお開きください。

第3款 衛生費、第1項 清掃費、第1目 施設管理費では、第19節 負担金、補助及び交付金におきまして、給与費等負担金で100万円の減額であります。第2目 ごみ処理費では、第13節 委託料におきまして、業務委託料に係る不用額調整で300万円の減額であります。

説明は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 議案3-5ページ、第3表の債務負担行為のところ、確認だけします。

先ほど、一般質問でも聞いたんですけども、廃棄物の運搬業務、これ1,869万円ということ書かれてますが、これは23年度の予算では2,187万5,000円だと思うんですけども、これ、山元還元による溶融飛灰の運搬処理費、それは一応、除いているというような形になると思うんですけども、そこら辺の区分だけ、もう一度説明してください。それ、確認したいと思います。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 廃棄物運搬業務の委託料でございます。平成23年度では、2,187万5,000円を計上しておりまして、この24年度の1,869万円、これにつきましては、23年度では山元還元のための溶融飛灰を、フェニックスのほうへ運搬するとした場合の予算が、23年度には入っておりました。

24年度には、山元還元の処理の費用は、別途予算をあげておりますので、この運搬の業務の中からは、外しております。そのために、この1,869万円と、金額が下がっておる、そういう状況でございます。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 要は、フェニックスに行く運搬費の318万5,000円が減ったから、ここは減ってますよと、そういうことですね。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） そのとおりでございます。

○2番（安田忠司君） はい、わかりました。

○議長（黒田美智君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

○議長（黒田美智君） 次に、日程第8、議案第4号、平成24年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者、大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 議案第4号、平成24年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算につきまして、説明をいたします。

本案は、冒頭説明をいたしました事業方針に基づき、平成24年度予算を定めようとするものでありまして、第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億348万4,000円と定めようとするものであります。

また、第2条では、継続費を、第3条では、歳出予算の流用について定めようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明させていただきます。

○議長（黒田美智君） 杉岡事務局長。長くなるようでしたら、お座りください。

○事務局長（杉岡 悟君） ありがとうございます。座って説明させていただきます。

それでは、引き続き説明いたします。

恐れ入りますが、議案書、議4-2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入におきましては、第1款 分担金及び負担金、第2款 使用料及び手数料、第3款 繰越金、第4款 諸収入の区分において、また、歳出におきましては、第1款 議会費、第2款 総務費、第3款 衛生費、第4款 公債費、第5款 予備費の区分において、それぞれ28億348万4,000円としようとするものであります。

議4-3ページをごらんください。

第2表 継続費であります。第3款 衛生費、第1項 清掃費の施設管理事業で、平成24年度環境影響調査業務委託について、平成24年度中の調査結果に係る報告書の取りまとめが平成25年度となるため、平成24年度で2,850万2,000円、平成25年度で950万円、総額3,800万2,000円の継続費を設定しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

議4-4ページお開きください。

1、総括であります。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金において、前年度に比し2億2,684万4,000円増の25億4,424万1,000円、第2款 使用料及び手数料において、56万7,000円増の1億3,529万円、第3款 繰越金は科目設置であります。第4款 諸収入において、2,360万7,000円増の1億2,395万2,000円、歳入合計として2億5,101万8,000円増の28億348万4,000円としております。

議4-6、4-7ページをお開きください。

歳出につきましては、第1款 議会費において、前年度に比し4万3,000円減の202万8,000円、第2款 総務費において、152万3,000円減の8,834万5,000円、第3款 衛生費において、8,716万1,000円増の15億2,564万2,000円、第4款 公債費において、1億6,542万3,000円増の11億8,546万9,000円、歳出合計として、2億5,101万8,000円増の28億348万4,000円としております。

議4-8、4-9ページをお開きください。

2、歳入であります。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金において、25億4,424万1,000円を計上し、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 施設使用料で24万9,000円、第2目 公有財産使用料で4万円を計上しております。また、第2項 手数料では、第1目 ごみ処理手数料として、当施設へ直接搬入される一般廃棄物の処

+

理手数料として1億3,500万円を計上し、第2目 情報公開手数料については、科目設置としております。

次に、第3款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金については、同じく科目設置としております。

議4-10、4-11ページをお開きください。

第4款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子については、科目設置としております。また、第2項 雑入、第1目 雑入において、1億2,395万1,000円を計上しております。

なお雑入の主な内訳でございますが、有価物売払収入で4,700万円、売電収入で5,500万円、容器包装リサイクル協会からの拠出金として1,952万5,000円を計上しております。

続きまして、議4-12、4-13ページをお開きください。歳出であります。

まず、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費におきましては、第1節 報酬から第13節 委託料まで、組合議会に要する経費として202万8,000円を計上しており、事業といたしましては、議会費人件費と議会運営事業の2事業としております。

まず、議会費人件費では、第1節 報酬で、議会議員18名の報酬109万8,000円を主なものとして、事業合計109万9,000円を計上し、議会運営事業では、第13節 委託料78万円を主なものとして、事業合計で92万9,000円を計上をしております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。第1節 報酬から第27節 公課費まで、8,495万1,000円を計上しており、事業といたしましては、一般管理費人件費から環境保全委員会事業までの3事業としております。

まず、一般管理費人件費では、第1節 報酬で、特別職報酬と情報公開審査会の委員報酬として70万8,000円、第19節 負担金、補助及び交付金で、事務局長及び総務課職員計6名の給与費等負担金6,050万円を計上しており、事業合計では6,120万9,000円を計上しております。

次に、総務管理事業では、第11節 需用費で、消耗品費として事務及び管理用品に係る費用として134万4,000円を、印刷製本費では、組合広報紙の印刷費及び例規集加除等で213万7,000円を主なものとして、377万4,000円を計上し、第12節 役務費では、議4-14、4-15ページに移りまして、郵便料のほか、電話代、インターネットにかかる通信運搬費で97万7,000円を、手数料では広報紙配布のための費用を主なものとして271万2,000円を、また、火災保険料等で202万円、計570万9,000円を計上しております。

第13節 委託料では、施設の清掃業務等にかかる委託料として841万1,000円を計上し、第14節 使用料及び賃借料では、OA機器等事務機器の使用料、自動車借上料を主なものとして368万4,000円を計上しており、事業合計では、2,198万4,000円を計上しております。

す。

環境保全委員会事業におきましては、委員の報償費、資料の郵送に係る役務費及び議事録作成委託料により、合計175万8,000円を計上しております。

次に、第2目 公平委員会費におきましては、委員報酬の経費を、また第3目 緑地等維持管理費では、緑地等維持管理事業の第13節 委託料において、植栽等の維持管理業務及び里山林の防鹿柵等設置業務等に係る委託料として274万1,000円を計上し、合計322万6,000円としております。

次に、議4-16、4-17ページをお開きください。

第2項 監査委員費、第1目 監査委員費では、委員報酬等の経費を計上しております。

次に、第3款 衛生費、第1項 清掃費、第1目 施設管理費につきましては、第1節 報酬から第19節 負担金、補助及び交付金までで、1億7,453万9,000円を計上しております。事業別では、施設管理人件費と施設管理事業の2事業としております。

まず、施設管理人件費では、第1節 報酬で、嘱託員2名の嘱託員報酬で674万2,000円を計上しております。第4節 共済費では、社会保険料を主なものとして53万5,000円、第19節 負担金、補助及び交付金では、施設管理課職員10名の給与費等負担金で1億円を計上しております。事業合計では1億731万7,000円を計上しております。

次に、施設管理事業では、第11節 需用費において、作業服及び安全用具等の消耗品費で123万8,000円、備品等の修繕料で200万円を主なものとして336万7,000円を計上し、第12節 役務費では、周辺地域の排ガス表示板用通信費を主なものとして、37万7,000円を計上するとともに、第13節 委託料では、昇降機等の設備保守管理委託料の803万3,000円、排出源分析業務や環境影響調査業務、焼却施設等管理運営業務委託に関する運営モニタリング支援業務等の業務委託料5,512万8,000円の、合計6,316万1,000円を計上し、事業合計では6,722万2,000円を計上しております。

次に、第2目 ごみ処理費で焼却施設及びリサイクル施設の運転等に必要経費として、第11節 需用費から、第19節 負担金、補助及び交付金までで、12億8,189万2,000円を計上しております。事業別では、ごみ処理事業の1事業としております。

まず、第11節 需用費では、ショベルローダーなどの重機等の消耗品費で431万2,000円、燃料費で105万6,000円、修繕料として400万1,000円の合計936万9,000円を計上し、第12節 役務費では、議4-18、議4-19ページに移りまして、特定家庭用機器の再商品化等に伴う手数料や、重機の保険料として79万8,000円を計上しております。

また、第13節 委託料では、重機等の保守点検に係る設備保守管理委託料で65万1,000円、スラグ等の運搬・処分業務や溶融飛灰の山元還元試験運用業務、有害ごみ処分業務、などの業務委託

+

料で9,939万5,000円、焼却施設の運転管理と焼却施設及びリサイクルプラザの施設点検整備をプラントメーカーに実施させる焼却施設等管理運営業務委託、及びリサイクルプラザ4部門に係る業務委託の施設管理運営委託料で11億7,154万3,000円の合計12億7,158万9,000円を計上しております。

これらを主として、事業合計では12億8,189万2,000円を計上しております。

次に、第3目 啓発費で啓発施設の運営費として、第1節 報酬から第18節 備品購入費までで6,921万1,000円を計上しております。事業といたしましては、啓発費人件費と啓発事業の2事業としております。

まず、啓発費人件費では、第1節 報酬におきまして、啓発施設運営評価委員会の委員報酬として11万1,000円を計上しております。

啓発事業では、第13節 委託料の指定管理料6,850万円を主なものとして、事業合計では6,910万円を計上しております。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費の第1目 元金では、起債管理事業として、今年度から新たに、平成20年度債の元金償還が始まることから、10億1,521万8,000円を、第2目 利子につきましては、組合債利子として1億7,025万1,000円を計上しております。

議4-20、4-21ページをお開きください。

第5款 予備費につきましては、200万円を計上しております。

なお、予算説明資料として、議4-22ページには継続費に係る調書を、また、議4-23ページには債務負担行為に係る調書を、また、議4-24ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑については、歳入予算と歳出予算に分割したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 御異議なしと認めます。

それでは、まず、歳入予算について、質疑はありませんか。

2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 議案の4-11ですけれども、先ほど、一般質問で聞いた諸収入の中で、売電収入、これ予算で5,500万あげられているんですけれども、先ほどの話の中では、23年度は5,800万ぐらいじゃないか。22年は多分、5,950万だと思うんですけど、売電の効果があつたいうて、私、何回も聞いたと思うんですけど、効果がある割には、売電収入が減っている。これ

について、ちょっと説明をお願いしたい。

安全を見ているのか、ごみの投入量が減っているのかわかりませんが、その説明をしてほしい。

もう1点、その上の有価物の売り払いですね。これ、予算4,700万円って計上されていますけれども、平成22年に比べて非常に高い金額になっているんですね。22年は3,981万9,000円ぐらいだったと思うんですけど、23年は中間でわかりませんが、これをこうして大きく伸びている理由というのは何でしょうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

ここは、鉄やアルミとか、電線とかビンとかメタルとか、いろいろあると思うんですけど、どこの分が伸びて、金額ふえているのかなというようなことを、ちょっと教えてください。

もう一つわからないのは、要は売電が効果あるあるいうて言うてるけど、現実問題、収入ではマイナスに落とされてるん違うか。なぜですかということを知りたいんです。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） まず、御質問の有価物の売払収入の関係について、御説明申し上げます。

御指摘のように、決算額を見ますと、21年度が2,600万円ほど。また、22年度が3,900万ほど。また、さっきの23年度の補正で6,000万という形で、額が大きく変動しているところでございます。

一つには、相場による変動というのがございますので、経済の状況に応じて、売り払い額が変わってくるというのが、一つの理由がございます。

もう1点は、溶融メタルの関係がございます。国崎クリーンセンターの溶融メタルにつきましては、なかなか質が悪いということで、余りいい値段がつかないところがございます。

そうした中で、22年度末から23年度にかけて、何とかこれをいい値段で売れないかということを検討いたしまして、売り払い業者等にも、サンプルを提供するなどいたしまして、23年度の額で見積もり合わせをした結果、非常にいい値段がついております。このあたりが、有価物収入が23年度、また24年度予算で伸ばしていく一つの理由になっております。

それと、あわせてもう1点ございまして、売り方を、毎年度見直しを行っております。私どもも、この売り払いに関しましては、ノウハウというものを、やりながら勉強しているようなところも、実情としてはあるんですけども、やはり、常に同じ売り方をしないでおこうと。少しでも収益に結びつくように売っていこうということで、今まで、例えば抱き合わせで売ってたものを細かく分けて売ろうとか、そういった形で少しでもいい値がつくようにした結果、右肩上がりで今のところきているだろうと。

ただまあ、予算でございますので、余り過大に見込むわけにまいりませんので、過去の決算額、ま

た今後の売り払い状況等を見まして、4,700万円と予算額では計上したところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒田美智君） 課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 先ほどの平成24年度売電の見込みに関してでございます。まず、根拠といたしましては、ごみ焼却量を5万7,907.82トン焼却するといたします。1トン当たりの発電量が383.6キロワットといたしますと、合計といたしまして2,221万3,440キロワットという形になります。

これに関しまして、買電量のほうを46万2,000キロワットと予測しております。

場内使用電力量を1,570万キロワットと予測いたしますと、差し引き売電量といたしまして697万5,440キロワットとなります。それで計算いたしますと、売電収入の見込みでございます、5,500万という形になります。

単価といたしましては、平成23年度の各時間帯における単価を採用しております。

以上でございます。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） それはわかってんねんけど、皆さんが売電収入で、要は節電効果でふえた、ふえたという言われてるねんけど、実際、こうしてふえてないんじゃないのということについて、教えてください。

それから、もう1点、有価物、それ今、お答えありましたように、若干変動があるというのはわかりました。ただ、22年の実績見とったら、メタルは全部で、年間35トンくらいしか出てないと思うねんけども、4万4,390円。これが何ぼになったんですか。変動があるというのわかりました。

メタル、メタルで言われているけど、22年で4万4,390円くらいしか売ってへんでしょう。これが幾らになりましたか。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 売電の収入のことに関してでございます。今年度の当初予算額と比べまして、来年度の雑入の予算額で言いますと、5,300万から5,500万、200万上昇しているという金額の差でしかございません。

ただ、ごみの量そのものが、年によって変動してまいりますので、そのごみの量と、それとごみ質によって、タービンでの発電量が決まってまいります。それらを、予算の段階ですので、ある程度、予測をしておいておるといところがございます。

したがって、今回、節電対策の中で効果をお示ししている金額は、実際に計画と、対策をとったときの後の金額を比較して出しておりますので、予算ベースで考えるときは、少し状況が違うのかなというふうな思いがございまして。

少し安全めに考えているというところもあるかもしれませんが、ごみが今の状態のまま推移するならば、これぐらいの量に、とりあえずはなるのかなというふうには思っております。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 溶融メタルの関係でございますが、22年度の搬出実績、ごみ処理事業年報の中で、35.52トンの搬出実績でございます。

ただ、23年度、実はこの12月末までの搬出量といたしまして、75.40トンでございます。あと1回か2回出せるんじゃないかと思っておりますので、もう少し上乘せしていく形になっております。

22年度と23年度、大きく数字が違うわけでございますが、実は、先ほどの売り払い単価と関係ございまして、22年度におきましては、とにかく、なるべく最後のほうに出すなど。もう23年度、いい値で売ろうよということで搬出を控えた経過がございます。そういった形で、23年度は逆に、1年以上の搬出実績になっていこうかと思っておりますが、そういった部分がございまして、大きな変動の差となっているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 有価物の売り払いの件はわかりました。変動があるということと、改めて24年度の予算で少し多目に計上したということだとわかります。

売電ですけれども、私が聞いているのは何や。だから、予算はリスクがあるから控え目でもいいんですけど、ただ、効果で聞いている、3カ月間で420万、85万で、要は510万ぐらいあるということが本当だったら、それ掛ける4倍やから、2,000万ぐらいプラスになるんでしょう。そうじゃなかったらそうじゃないで、1,000万しか出えへんとか、年間500万しか出ないって、先ほどから言われているごみの量にもよるんですけど、平均したら500万から1,500万ぐらいとか、何かそんな感じでいってもらわないと。3カ月間ではこれだけ出ましたので、連続運転ずっとしますという言われている、多分説明もなると思うんやけど。

その割には、金額のほうが出ない。それやったら何やいうたら、ごみの投入量が少ないということ言われている。

もともとごみの投入量が少ないから、連続運転をせなあかん。だから、関電の話と、ごみの投入量が非常に少ないから、偶然にこうしてマッチして、2炉運転につながっていると私は思うんけど。そこら辺は一度、23年度の実績でもええし、24年度でもいいんですけど、実際、そういう2炉運転をして、ごみの量が大体、これぐらいだったら、年間これぐらい残して節電になっている。あるいは、売電収入は、従来に比べてこれだけふえていると、そういったことをちょっと言うてほしいんですけどね。いつの時点で、そういったことが言えます。

3カ月で530万あって、ここの予算では、ちょっとしか、200万ぐらいしかふやしてない。先

ほど、中間報告聞いたら、実績ベースで5,800万ぐらいになるんでしょう。22年ベースやったら、5,950万違うの。言うてることが全然合わへん。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 3カ月間での効果額が、それがそのまま1年間通して、掛ける4倍になるんではないかというふうな見方をされているかと思いますが、実際にこの夏のときの節電対策をするためには、節電対策をしようとするために、7月の1日の時点で、できるだけごみをピットの中に入れておくということをいたしました。それを3カ月間、2炉同時運転を、できるだけ長く引き伸ばすような運転管理の方法を選びまして、約14日間の2炉運転の延長をすることができました。

それによりまして、何も考えていなかった当初の計画と比べると、金額にして500万程度のメリットが出ましたというふうに報告をまとめさせていただいておりますが、そうしますと、今度は、その3カ月間が終わった後は、ごみピットの中、空っぽになっておりますので、なかなか2炉運転をするということが、今度はその反対の影響で、その次の3カ月間程度は、もちろん定期保守も待っておりますので、そんな関係もございまして、できないような状況になります。

ですから、一定期間、節電対策をしたときに、その一定期間に限って見ると、効果は出てまいりますが、年間トータルで見たときには、ごみの量の総量は何ぼ入ってくるかというところが、その発電量、それから売電量の量を求めるときの実態の根拠になってまいりますので、一定期間がこうだから、1年通してそれで掛ける4倍というわけにはまいらないというふうに思っております。

説明は、そういうことでございます。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 私は何もそういうことを言うてらんじゃなしに、要は、3カ月間で530万ぐらいの効果あったでしょうと、それを2倍掛けてください。1倍しか掛けられませんと言うてくれはったら、それでええだけですわ。私が今聞いた500万、0、500万、0とね。年間で1,000万ぐらいの費用が売電収入が得られるのかなという感じで見てるんですけど。そしたら、具体的に言うたらね。3カ月間の実績や、今までの実績に対して、この売電は、ごみの量は、ある数字を想定するとして、どれぐらいが普通なんですか。どれぐらい、売電収入がプラスになります。

皆さん、言われてる14日間ふやした言うけどね、夏の節電対策する前に、私がこうしてこっち来たときに、ピットのほう異常に少なくなってたわけですな。たまたま、関電さんが言うてこられて、ぎょうさんためだして、ある一定たまったら、2炉運転どんとやりはった。それやったら、どう言うんか、どんどん減ってきたと。ごみの投入量が少ないということもあるんでしょうけど。だから、年間で幾らですえと言うてもうたらええねん。わからへんかったら、わからへんでええんですわ。そういうことを聞いているだけやから。ちょっと、言うてください。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 1年間の売電量を幾ら幾らにするということは、基本的にはごみの量と、先ほども申しましたようなことで求めていくということになってこようかと思っております。ですから、この5,500万が工夫をした中で求めてきておるといふふうに思っております。その工夫を、じゃ、しなかったら幾らになるんだというふうなことでございます。はっきりはわかりませんが、5,000万程度ぐらいになるのかなというふうな、これはイメージ、あるいは、想像、そのレベルぐらいでしかわかりません。

以上でございます。

○2番（安田忠司君） はい、いいです。

○議長（黒田美智君） よろしいですか、はい。

ほかに、歳入。

はい、北野議員。

○10番（北野紀子君） ちょっと、先ほどと重なる部分があるんですが、有価物が、ちょっと細かい部分でお聞きをしたいんですが、その中に廃バッテリーがあるかと思うんですが、21年度は0ということになってるんですが、22年度、23年度というのは発生してるんですが、そのあたりはなぜ発生したのかというのを、まず1点お聞きしたい。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 実は私ども、搬入基準、一般廃棄物の受け入れをしておるところでございますけれども、構成市町の搬入してくるものの中には不法投棄によって、ごみステーション、あるいは、市民の方の、クリーンアップなどで、そういったものも搬入されてくる場合がございます。搬入物の中で、例えば、バッテリーでございますとか、廃消火器でございますとか、テレビ、パソコン、そういったものも入ってまいります。ただ、このあたりにつきましては、処分ルートをつくりまして、一括でやったほうが効率的だろうということで、私ども、クリーンセンターのほうで、こういう搬出物として扱ってるところでございます。ちなみに、バッテリーについては、今のところ、有償で売り払いすることができております。

以上でございます。

○議長（黒田美智君） 10番、北野議員。

○10番（北野紀子君） バッテリーのほうは、収集したいというふうなことになってるんですが、リサイクルプラザから拋出をされれば、それが有価物として売り渡すことができると。それで、収集しないことと、歳入になっていく、収入になっていくとの、その関係と、収集してもいいのではないかという、一つ、思う部分があるんですが、そのあたりの考え方なんかは。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 実は、有価物として売れてると言いましても、非常に安価で

ございます。時代が変わればお金を払って持って行っていただかないといけないという状況にもなっ
てこようかと思っておりますし、基本的には、バッテリーについては、私ども、受け入れることがで
きない品目というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田美智君） よろしいですか。

ほかに、歳入のほうで。よろしいでしょうか。

それでは、次に、歳出予算について、質疑はありませんか。

はい、3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 委託のほうが決定的に決まれば、契約がきちんと決定的に決まれば、また、ぜひ
見積書など見せていただきたいと思いますと思うんですけども、参考のために、ちょっとお聞きしたいんです
が、契約の際の見積もりの中で、車両の減価償却というのを、一体、何年ぐらいに見積もられてます
か。それで、各車両については、それは一定なんですか、それとも、ばらばらでしょうか。

○議長（黒田美智君） 済みません。宮坂議員、どこの。

○3番（宮坂満貴子君） ごめんなさい。これは、議4-17のところの下ですね。需用費の中で
9, 369、この部分で車両等の減価償却という言葉がちょっと出てきましたが、それと、また、
その次のページ、4-18、19の辺で、委託契約が発生してくるわけですが、搬送のほうなども出
てきますね。さまざまな搬送があると思うんですが、その部分の車両の償却年数というのを、どんな
ふうに勘定しておられるのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。いろんな。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 4-17の需用費の中の消耗品費、燃料費、修繕料でござい
ますが、こちらは、当センターが所有しておりますショベルローダーでございまして、フォークリ
フトでございまして、そういう重機の燃料費とか、修繕料とかそういったものでございまして。こち
らにつきましては、業務委託で、委託業者のほうで使用される機材ではございまして、当施設の所有の
ものを委託業者に使用させているという現状でございまして、その業務委託の中にこういう減価償却
とか、そういったような関係の分は入れて契約のほうは結んでいない状況でございまして。こちらのほ
うが無料で使用させているというのが状況でございまして。よろしく願いいたします。

○議長（黒田美智君） 3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 施設所有の車両について、その部分での、委託のほうじゃなくて、そちらの
ほうで大体、こういう車両の、特殊車両の減価償却というのをどれぐらいの年数で見られるのか
ということが一つと。

それから、搬送業務の委託がいろいろあると思うんですが、それは、特殊車両でなくて、搬送用の
車なんですけど、そういう車の減価償却をどれぐらいの年数で見られるのかということ、ちょっ
と聞きたいなと思います。

○議長（黒田美智君） 宮坂議員。済みません、業務委託料の中に、車の減価償却料等がどのようにくみされているかということが聞きたいということによろしいですか。

○3番（宮坂満貴子君） 何年ぐらいで、見積もりを見ておられるのかということです。

○議長（黒田美智君） だから、委託料の中に、どう組み込まれているかということですね。

○3番（宮坂満貴子君） はい、そうです。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 申しわけございません。車両に関しましての、一般的な減価償却の年数と言いましたら、ちょっと、5年ぐらいだったかなという記憶はあるんですけども、この施設組合の予算の中では減価償却という考え方は入れておりませんので、一応は、公会計ではなくて、一般の単年度会計で見ておりますから、その減価償却費を物件費の中に組み込むということはしておりません。以上です。

○議長（黒田美智君） 3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 単年度会計でも、業者さんから見積もりをとるわけですよね、契約される場合は。そうではないですか。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 例えば、委託料なら、委託料についての見積もりはとらせていただいております。それで、こちらが業務として、お願いをしているのは、そういう、ほとんどが人的な活動の内容を委託の仕様書の中で定めてやっていただいております。重機等につきましては、こちらが無償で提供しますという条件での仕様書というものをつくっておりますので、逆に業者のほうに、そういう重機を、特殊車、備品等を持ってこさせるということになりましたら、その分、委託料が上がるということになるかと思えますけれども。

以上でございます。

○3番（宮坂満貴子君） はい、もう一回。

○議長（黒田美智君） はい、3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ごめんなさい。ちょっと、私の説明があれなのか、それとも。いろんな、先ほどの歳入の部分でありますけれども、有価物の売り払いであるとか、それから、そういう方面の搬送ですよね。その部分については、どういうふうになっているのかなと、ちょっと教えていただきたいんですけど。搬送費はどうなるんですか。

○議長（黒田美智君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 売り払いでございますので、買い受ける業者のほうで車を準備して、私どもは積み込むまででございます。

○3番（宮坂満貴子君） はい、わかりました。

○議長（黒田美智君） よろしいですか。

○3番（宮坂満貴子君） もう一つ、そしたら。

○議長（黒田美智君） 3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） そしたら、ちょっとこれは、参考資料の中に入ってるのかな。次の次のページになってくるんですけど、もう結構です。そしたら、また、詳しく、個人的に上がります。

○3番（宮坂満貴子君） はい、2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 24年度当初予算、参考資料3ということで再配布していただきました、これ見ますと、事業説明予算書類ということで、非常に業務委託料、あるいは、施設管理の運営委託料という、まとめていただきまして、非常によくわかるようになりました。よくわかるようになったので質問したいと思います。

この施設管理運営事業、先ほど、お聞きしました10億9,300万。今から入札だということで、特命の随意契約を何とか頑張って、安い値段で契約していただきたいということが一つ。

もう1点、ちょっとお聞きしたいのは、その契約の際に22年度の年報を今ちょっと見てるんですけど、ごみ処理の運営は12億768万2,000円、この議案書で言うたら、議の4-17に当てはまるんですけどね。12億8,189万2,000円ということで、ちょっと、私、23年の議案書を持ってきてないので手持ち資料がないんですけど、これ、22年度との対比をしたら、7,500万ぐらい、ごみ処理事業がプラスになってるということで思ってるんですけど、23年度の部分と比較してどうなのか。

24年度は何をこうしてプラスしてるのかいうことをちょっと教えてください。逆に24年は、予算はこうしてやっても、この焼却炉で、例えば22年やったら4億9,000万とか、灰溶融炉で4億1,000万とかね。リサイクルで3億弱とか、そういった費用がはっきり今出てないんじゃないかと思ってるんですけどね、今から入札されるんだったら。それで、私が、要は、聞きたいのは、焼却炉や溶融炉、リサイクル、こういった中で、22年度に比べて何がこうして、項目が上がってきてるのか。人件費なのか、消耗品なのか、燃料か、電気代か、水道か、先ほど、僕も随意契約の中で、こういう条件があったら、プラスの分は変動しますよ、あるいは、請求しますよということを言われてると思うんですけど、この議の4-17の12億8,100万と22年度の12億768万の差、約7,500万ぐらいあるんですけど、この差の主な内容はどうか。23年度に比べて24年度は、どこがこうしてプラスになってるのか。ちょっとそこら辺を聞きたいと思います。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） まず、増になっている要因について申し上げます。こちらの施設の稼働から4年目の点検整備費を包括委託の中で、やっていくこととなりますので、具体的な数字というものがまだ、この予算書等で見えてまいりません。ただ、今回上げさせていただいております施設管理運

営業業務委託の中で10億9,396万3,000円を上げておりまして、この中身を少し説明させていただきたいと思っております。

まず、変動費と申しまして、これは、上水や下水や電気、ガスの使用料、それから、焼却溶融の薬品、それから、油類、油脂類ですね。それと、リサイクル施設のこん包用のバンドですとかビニール、そういったものを合計いたしますと、2億4,855万7,000円かかると見込んでおります。それから、焼却溶融の運転管理、これ人件費、かかる部分です。

ごめんなさい、変動費は先ほど言った部分で、今度は固定費といたしまして、人件費と点検補修費、それから、公共料金の基本料金、こういうものを固定費と見ております。人件費が2億6,572万5,000円、それから、基本料金というもの、これが4,092万円、それから、点検補修の費用、これが5億3,876万1,000円で、固定費のトータルが8億4,540万6,000円。

この変動費と固定費の金額を足しまして、10億9,396万3,000円という内訳になってございます。それで、この点検補修費の5億3,876万1,000円というのが、この包括委託で5年間運営を任せたとときの5年間の総点検補修費を5分の1しております。そうして、求めてきた数字でございます。

これが平成23年度と比較いたしますと、1億4,100万の増ということになってまいります。それから、環境影響調査を昨年度に比べて、今年度は金額が大きくなっておりまして、これが1,500万円の増となっております。増要因はこの二つでございます。1億5,600万円、23年度に比べて増となっております。それに対しまして、リサイクルプラザの4業者等の業務委託料で2,900万下がっております。

それから、包括のメリットといたしまして、単純に金額だけを、差をとりますと、2,700万の減となっております。それから、山元還元も効果費の計算ではなくて、前年度との予算の対比でいきますと、2,300万円減要因となっております。この減要因を合計いたしますと、6,900万円の減要因が発生しております。それを差し引きいたしますと8,700万円の増という形になってございます。ですから、大きく見ますと、点検補修の1年当たりの値段が高くなっておるといところでございます。

以上でございます。

○3番（宮坂満貴子君） はい。2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） そやけど、予算の説明のときに何でそういう説明がないの。昨年に比べて、私でも議会では、要は28億ですけども、そのうち、元金や利子なんか入れて10億でしょ。あと、十五、六億を、このごみの組合の運営にこうして使ってるわけですか。そのうちの、今言ってる、約11億ぐらいという形になるのですね。非常に大きなウエートを占めてるんですけど、私が不思議でしょうがないのは、そういう具体的なプラスマイナスをして、結局、23年度の予算に比べて、

8, 700万円の増で組んでますわ。もう1点、5年契約の包括スタートで10億9,300万ぐらいが非常に、今一生懸命、行ったり来たりしてますわ。もともと、そやけど、値上げの分をずっとしてるんじゃないの、変動費の部分で2億4,800万も上がってんねやろ。そういう契約なんか、あれへんの違うんかいな。おかしいと思いません、皆さん。何のために、運営の包括契約してんねや。一生懸命、御理解や努力するから包括してるん違うの、5年間。電気代上がりました、燃料費上がりました。消耗品費余分に使いましたって、そんなんで予算計上してるんでしょ。そんな業者やったら、話になれへんの違うの。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） ただいま、説明いたしました、包括5年間のうちの24年度分、1年間の内訳は先ほど申しました。その5年間をトータルいたしますと、従来の方法で、単純に運営をしていったときと比べまして、5年間の総額で約、単純に言うならば8,000万強のメリットが出てまいります。ただ、そのときに、契約締結するためのコンサルへの委託ですとか、来年度、再来年度にモニタリングの支援をしてもらうためのコンサルの委託ですとか、そういうものを、実際には必要としますので、8,000万強のうちの幾らかは、コンサルのために新たな業務として発生してまいりますから、それをメリットから差っ引いております。そうしますと、5年間で4,000万円のメリットは最低出てくるというふうに見込みを立てまして、それが、VFMに換算いたしますと、0.58%であったということで、毎年、点検整備でやっていく金額は当初の3年間よりも非常に高くなってまいります。それは、当初、JFEが10年間の点検整備のための維持管理コストというものをはじいて、51億というふうに、過去に議会のほうで御説明しておりますけども、その金額を今の手元で言いますと、7,589万8,000円程度下げることができております。

ですから、申しわけございません。この予算の中で、ここの数字をこう見れば、差し引きこれこれのメリットが出てくるんですというふうに御説明できるような資料になっていけばわかりやすかったんですけども、そうでないものですから、その内訳の説明をさせていただかないと、今のメリットが見えてこないというふうな状況でございます。できるだけ、今後もわかりやすい資料を御提示させていただいて、これは何もメリットのない話ではなくて、大きなメリットを持っておる委託のとり方と、そういう契約の手法、そして、金額になっておるといふふうに思っております。

説明は以上でございます。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） これ、そやけど、債務負担行為の5年間の54億8,500万は、皆さん、単純にこうして、5で割って、その金額を前へ持ってきてるだけの話やんか。だから、先ほど言われた、4業者というんかね、リサイクルプラザの4部門、一生懸命努力しはって、制限つきの競争入札を一生懸命やられた、だから、ここは、そんなことしてないん違うのということですわ。皆さんが、特命随

意契約するから、こんな形になってるん違うかと。だから、私は、今回に当たっても、なぜ、他の業者に同じような見積もりをせえへんねんということを、要は言いたいわけです。実際、決まるのは、そうかもわかりませんよ。結局、何がメリットがあったん。こんなんやったら、議案審議できひんな、詳細出してもらえへんかったら。内訳は、私が言うてるのは、平成23年度と24年度の比較をしっかりとしましょうやと。なぜ言うかという、要は、包括契約の1年目でしょと。それは、同じような数字でいくんでしょと。だから、我々がどこの部分がどうやということをしつかりと知らなあかんねと。変動費で2億4,800万も、本当にこうして上がるんですかと、変動費の部分が、総グロスやと思うんやけど、そのうちの何ぼ、こうして上がるんか。固定費の部分で、総グロスの中で何ぼ上がるんか。そういったことをしっかりと教えてもらえへんかったら、特命で随意契約やって、債務負担行為5年やって、そんな数字の11億近い、こんな数字で予算認めてくださいって、そんなんできませんな。もうちょっと、説明して。

議長。

○議長（黒田美智君） 説明。

○2番（安田忠司君） うん。23年度、24、こういうやつやからね。説明の資料ぐらいちゃんと要るん違うん、包括の。

○議長（黒田美智君） この間、議会の中で、5年間の包括契約についてというところでは、議場のほうに資料配付があったり、説明をしていただいたという経過の部分と、今回予算で出てくるというところがありますので、そのあたりの少し流れのことも、説明をお願いしますか。議会の中では、議員総会の場でも、この包括契約の部分については、どのようなメリットがあるのかというのは、説明があったんですが、そのあたりの経過も含めて、少し説明をしていただくと助かりますので、お願いします。

局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、包括契約に関する検討の段階から御説明をさせていただきたいと思えます。まず、国崎クリーンセンターに係ります効果的な管理運営業務の方式を抽出するという事で、調査を実施いたしました。そのときの目的は、現状の運転管理及び維持管理に関するデータより、本施設の稼働状況を把握するとともに今後の改善点を整理し抽出するというのが一つ、目的です。それと、本施設の管理運営を民間事業者へ委託するに当たり、従来方式と複数年包括業務委託方式を導入した場合の比較検討を行うということで、最適な事業方式を抽出するという調査を実施いたしました。その結果、こちらの国崎クリーンセンターの施設の運営状況、特に薬品、用役関係の使用状況、排ガスの状況、そういったものは、適正な使用量になっています、排ガス規制、それから、排水規制、それらについても、適正な値で、放出、放流していることができておりますという状況把握をいたしました。

それから、この民間事業者の参加の意向について、アンケート調査を実施いたしました。プラントメーカー9社。それから、維持管理専業会社4社の意向調査をしましたところ、プラントメーカーでは1社、それから、維持管理業者では3社、参加意向があったというアンケート結果が返ってまいりました。ただし、この維持管理専業業者の実績を見てみますと、こちらの焼却施設、あるいは、熔融施設についての維持管理規模がそこまであるものがなかった、非常に小さな施設については、運転管理をしているところはございました。それと、施設の点検。

○2番（安田忠司君） 私はそういうことを聞いているんじゃない。23年度と24年度の予算と比較してどうやって言ってるんやからね。端的にそれだけ言うてもらったらええねや。過去の経過は全部わかっていますから。

○議長（黒田美智君） じゃ、わかっているということですので、そのところは、少し、そしたら、割愛していただいて。はい、その経過で。

○事務局長（杉岡 悟君） 今、安田議員のほうから質問を受けました、23年度と24年度の比較について、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成23年度のごみ1トン当たりの処理単価を見てまいりますと、平成23年度では、焼却炉につきまして、ごみ1トン当たり、予算ベースでございますが9,252円。それから、熔融炉につきましては7,419円、それから、リサイクルにつきましては5,148円、トータルごみ1トン当たり2万1,819円かかるというふうに予算段階で単価を見込ませていただきました。これは、その各人件費ですとか、消耗品、燃料費、電気代、点検整備の委託料等々に各予算の額を、焼却炉、熔融炉、リサイクルの施設に振り分けまして、一たん、分解したものをまたさらに焼却炉で集合させますと1トン当たりの単価が9,252円になりますと、そういう求め方をしております。

ですから、全体のごみを処理するための予算総額を、この単価の中に反映させております。平成24年度につきまして、同じく計算をいたしましたところ、焼却炉につきましては9,873円、熔融炉につきましては6,458円、リサイクルにつきましては6,990円、それをトータルいたしますと23,321円という、24年度の結果になってございます。

したがって、約1,500円程度、単価は上がっております。これは、先ほどの安田議員から質問がありました、年間8,700万円、予算額が増額になっておるため、そういう単価になっているところでございます。全体的には、金額はほぼ変動しないんですけども、この施設の点検補修のところの金額が増要因として出てきたために、単価が上がっておるという状況でございます。これは、こちらの施設の稼働年数によりまして、点検整備をする内容が量として多くなってくるために当然、費用はかかってまいります。そういうものをトータルで見た中で、5年間のトータルを単純に今までどおりの運営するよりも、包括でやったほうが金額的にメリットもありますし、やろうとする内容に責任を持ってやれるところがJFEであるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 瑕疵担保の3年の期限が3月まで受けれるんやから、瑕疵担保の間にできるだけしてもらったらよろしいやん、点検修理なんか。もともと、そういうつもりで、この3年の間にしてもらわなあかんの違うんの。そりゃ、設備なんか4年たって、5年たって、家でも一緒やけど、自動車でも一緒やけど、どんどん高くなりますな。今度自分らが管理するときになったら、そういった金額をどんどんする、瑕疵担保のときは、自分たちの身内で全部処理してる。何かおかしいん違うんかいな。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 点検整備につきましては、故障があるとかないとかということではなくて、その機器、例えば、焼却炉の中の耐火煉瓦、こういうものが3年、5年当たりのところでは、全部とは言いませんが、ブロックごとに交換してやる必要が出てまいります。それから、5年たちますと、バグフィルターのフィルターを交換してやらなければならないというようなことも出てまいります。それから、排ガス処理の中では、触媒反応塔の触媒を、あれは大体、3分の1に分割されておりますので、その3分の1を交換してやらなければならないとか、さまざまな、機器の、設備の中での、交換部品等が出てまいります。数多くのコンベアですとか、ポンプですとか、それから、コンプレッサーですとか、油圧の機器ですとか、そういうものがあります。その中の部品の交換点数なんかもどんどん年がたつにつれて多くなってまいります。そういうものを、故障を起こさないように、予防保全をしながら、なおかつ、コストを下げてやっていく、そういうものが包括委託でございまして、もちろん、この3年間の瑕疵担保期間中には私どものほうで、ありとあらゆるチェックをしまして、問題ありとなったところは、すべて、この3月末までに、きっちりと対応はとらせるつもりでおります。厳しく望んでおります。それと、経年的な点検補修費の増とは少し違うかと思えます。

以上です。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） 今の件は、とりあえず、良としましょう。だから、ごみの、先ほど言われた、焼却炉、溶融炉、リサイクルの中で、リサイクルの分が1トン当たり1,800円と非常に高いですわね。これ、リサイクルの分って言ったら、何が高いの。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 済みません。私が今、申し上げました、このトン当たりの単価、諸経費の表は、まだ今現在、包括委託の10億9,000万の中身を、焼却施設、溶融施設、リサイクル施設に実態として分割してやらないけません。その分割の仕方を非常に粗くっております、ざくっと見たらこうなりますよということで求めた数字でございまして。これは、まだ今後実際に契約して、単

価が決まりましたら、その業務の内容に照らし合わせまして、リサイクルの部分に当たる費用というものを何ぼとカウントするのか、それは、これからの詳細を整理した中で決めていきたいと思っております。多分、それをいたしますと、平成23年度で見込んでおります5,148円。これよりも、下がるのではないかなというふうには思っております。ですから、今、大ざっぱに23と24を比べるのに、こういう見方で比較すると、ということで御説明させていただいておりますけれども、この24の部分については、もう少し整理はさせていただきたいと思っております。

○議長（黒田美智君） 2番、安田議員。

○2番（安田忠司君） これ、私が7,500万から八千四、五百万ぐらい上がるん違うかと、皆さんは8,700万ぐらい増と、これは仮定の数字やということで、含んでおきます。ただ、私が24年、一番大きな11億近い、価格交渉というか、委託の経費を組まれてるのに、今は確定してないから、数字出されへんと言われますけど、数字が確定してない以前に焼却炉はこれぐらい、溶融はこれぐらい、リサイクルはこれぐらいと、むしろしっかり数字を出して、その数字をもとにJFEと交渉しなければいけないのではないかと、私は思っています。それから、修理点検と言われました、なるほど3年たったら、点検ふえるでしょう、5年たったらふえるでしょう。そういった、ふえることについて、もちろん管理項目もあって、そういう費用もちゃんとあるんだと思いますけど、この議会の中で、そんなことばかり言っても、時間たつばかりやから、この予算内容も含めて、一度、終わった段階で整理をしていただきたいと思いますので、予算ベースでこれ以上、突っ込んで、何やかんや言っても、今から値段交渉されるんですから、私が何回も言ってるように、えらい高いベースでやってんね、えらい高いベースで予算組んでるね。そういったこと、予算の説明のときに、ちゃんと皆さん、言わなあかんで。8,000万、8,500万、高い、・・・しても、・・・だけでも、組んでるということはちゃんと言うてから説明しないとあかんと思いますが。最後に、それ一言いいわけして。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 申しわけございません。予算の説明の仕方が少しわかりにくかったというふうなところは反省をいたしております。また、23年度の決算等の御審議の中でも、できるだけわかりやすく説明できるように資料を整理したいというふうには思っております。よろしく願いいたします。

○2番（安田忠司君） 議長、済みません。一たん、終わります。

○議長（黒田美智君） はい、よろしいですか。

ほかに、歳出の予算について。

3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） さっきの質問をやり直します。ちょっと、きちんとね。

参考資料の中の2ページの下ですね。030102のページ数が4-19のところに、ごみ処理事業の業務委託料ですが、9,939万5,000円の中の、スラグ等運搬業務というのがありますね、1,869万という数字。こういう委託をなさるときに、もちろん運搬ですから、車両の見積もりも出てくると思うんです。その減価償却の年数ですよ。3年でされたり、5年でされたり、10年でされたり、いろいろなところがありますので、ここは、どれぐらいでされていますかということを開きたかったんです。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 車両のための減価償却を設計で組むということはいたしておりません。運搬の費用につきましては、兵庫県の歩掛がございまして、10トンダンプを使用しましたときの1時間当たりの単価がこれこれというふうな出方が出ておまして、こちらで、積み込むための時間の設定をし、運搬道中の時間を設定、運搬道中は時間じゃない距離です、歩掛で決められておまして、その歩掛に沿って積み上げをして設計をいたしております。

○3番（宮坂満貴子君） わかりました、はい。

○議長（黒田美智君） はい、3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） そしたら、ガイドブックというのがありますよね。県とか国とか、そういうふうな今おっしゃったような歩掛というの。それだけをもとにして、そのままで見積もりを使用されているということなんですよ。特に、細かい部分での見積もりというものはしてもいないし、とっでもいないということですね、はい、わかりました。教えてください。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） そのとおりでございます。歩掛に沿って積算をこちらでいたします。それで、予定価格を決めまして、入札でございます。

○3番（宮坂満貴子君） はい、わかりました。

○議長（黒田美智君） はい、よろしいですか。

○3番（宮坂満貴子君） はい。

○議長（黒田美智君） ほかに。

はい、16番、平岡議員。

○16番（平岡 譲君） 済みません、一つだけ、ちょっと聞かせてほしいんですけども、午前中の一般質問でもあった中で、あるいは、事業方針の中でも書かれています、包括契約の管理運営業務のモニタリング等々について、技術支援を得ると。これ新しく出てきた項目なんですけれども、要求水準どおりに管理運営がきちっと行われているかどうかというのをチェックしなければいけない。それを、厳重にしていこうということで、3款の衛生費、1目かな、施設管理費の2-4-16で、運転管理に係る技術支援業務あるいは、点検整備に係る技術支援業務に当たると思うんですけども、これで、

予算を計上されてるんですけども、どういうふうに業務内容をきちんと精査ができる、監視ができる事業者というか、そういったところをどう選別していかれるのか、どこがどういうふうにチェックをしていくのかなというところで、ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それを実際に担当するところは、例えば、大阪市の環境事業協会、それと、もう一つには、今回、包括契約を締結するのに支援を業務として発注した先のパシフィックコンサルタンツ、それから、他の大手のコンサルがございます。そういったところの中から入札等で選ぶという格好になってこようかと思えます。

以上です。

○議長（黒田美智君） 16番、平岡議員。

○16番（平岡 譲君） 済みません、16番。ありがとうございます。その新しくというか、包括、言うたら5年間ですよ。それは、もう5年契約、1年1年単年度でやっていかれるのか。

○議長（黒田美智君） 局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 私どもの今の予定で申しますと、新しく、こういうモニタリングを支援してもらって業務を発生させたわけですけども、思いといたしまして、5年間ずっと支援してもらつてもりはありません。何とか2年で、その業務は打ち切る。なぜ、2年だということ、その2年間で、モニタリングの技術、ノウハウは組合職員が吸収してしまう。それで、組合職員で、自力でやっていく。そういうことを目指しております。ですから、3年目にもし予算が上がっておりましたら、どうぞ、叱っていただいたら結構だと思います。私、2年で何とか切り上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒田美智君） 16番、平岡議員。

○16番（平岡 譲君） 2年できっちり、マスターできるように。熟練者が育つというのは、自前でね、いいことなので、しっかりとやっていただきたい。それだけ、述べさせていただきます。

○議長（黒田美智君） はい。ほかに、予算、よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 同意案件第1号

○議長（黒田美智君） それでは、次に日程第9、同意案件第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） はい。同意案件第1号、監査委員の選任について説明をいたします。

議案書 同1-1ページをごらんください。監査委員、中西倭夫氏の任期が来たる3月31日で満了いたしますので、その後任について、種々検討いたしました結果、甲南大学会計大学院教授であり、かつ川西市の監査委員をされておられる中西倭夫氏が適任であると考え、同氏を再び選任いたしたく提案した次第でございます。

なお、氏の経歴は、議案書裏面の参考のとおりでありますので、何とぞ、よろしく御同意賜りますようお願いをいたします。

○議長（黒田美智君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

同意案件第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 以上で本日の日程は終了し、定例会に付議されました案件は議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（黒田美智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。


~~~~~

○議長（黒田美智君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いしたいと思います。  
大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） はい。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様の御精励に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、2件の条例制定、平成23年度補正予算及び平成24年度予算、並びに監査委員の選任同意につきまして御審議を賜り、原案のとおり御決議を得まして、本日閉会の運びとなりましたことは、組合運営のため、まことに御同慶にたえないところでございます。

終わりに臨み、議員の皆様におかれましては、健康に御留意いただきまして、組合のさらなる発展のため、ますます御活躍されることを心から祈念を申し上げまして、あいさつとさせていただきますと思います。どうも、ありがとうございました。

○議長（黒田美智君） ありがとうございます。では、第1回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例の制定案件2件、平成23年度補正予算及び平成24年度予算並びに監査委員の選任などの重要案件を審議いたしました。議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことは、まことに喜ばしい限りです。議員各位の御精励と理事者各位の御協力に、深く敬意を表するものです。議員各位におかれましては、この上とも十分に御自愛くださいますようお願いをいたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（黒田美智君） これをもちまして、平成24年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年2月20日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 黒 田 美 智

第 1 日

鈴 木 光 義

会議録署名議員

同 北 野 紀 子